

平成28年加美町議会第4回定例会会議録第3号

平成28年12月9日（金曜日）

---

出席議員（19名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	16番	伊藤信行君
18番	米木正二君	19番	佐藤善一君
20番	下山孝雄君		

---

欠席議員（なし）

欠員

17番

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼会計課長	田中壽己君
危機管理室長	三浦勝浩君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	内海悟君
税務課長	小川哲夫君

特別徴収対策室長	伊藤順子君
農林課長	早坂雄幸君
農業振興対策室長	太田浩二君
森林整備対策室長	猪股繁君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	藤原誠君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	佐藤敬君
子育て支援室長	武田守義君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	長沼哲君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	猪股清信君
総務課長補佐	伊藤一衛君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	和田幸蔵君
農業委員会事務局長	今野仁一君
代表監査委員	小山元子君

---

事務局職員出席者

事務局長	今野伸悦君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	小林洋子君
議事調査係長	後藤崇史君

---

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問

- 第 3 議案第 106号 加美町区長等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 107号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 108号 加美町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 109号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 110号 加美町税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 111号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 9 議案第 112号 加美町宮崎西部運動場条例の廃止について
- 第 10 議案第 113号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 第 11 議案第 114号 平成 28 年度加美町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 12 議案第 115号 平成 28 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 13 議案第 116号 平成 28 年度加美町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 117号 平成 28 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 118号 平成 28 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 16 議案第 119号 平成 28 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 17 議案第 120号 平成 28 年度加美町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 第 19 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて
- 第 20 議発第 6号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書の提出について
- 第 21 議員派遣の件について
- 第 22 閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 22 まで

午前10時00分 開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。3日目の議会となりました。本日は大変ご苦勞さまでございます。

7番三浦又英君より遅参届が出ております。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番一條 寛君、13番高橋源吉君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（下山孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

通告11番、10番三浦英典君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 三浦英典君 登壇〕

○10番（三浦英典君） 皆さん、おはようございます。

私は、通告の2問についてご質問させていただきます。

1つ目は、福祉の介護や支援の制度において、不足あるいはフォローされない方々の今後の対応について伺うものであります。

現在加美町におきましては、福祉事業において女性の不妊治療から始まって、老人の介護はもちろん、障害のある方々の支援についても幅広く行われております。しかし、この方々は24時間365日暮らしていく中で、支援をいただいてもなおいろいろな大変さ、苦勞、問題を抱えていることと思います。そして、さらにこの方々はみずから声を上げ、あるいはいろいろな住民票とかそういう年齢的な問題から救われている方々ではあります。しかし、みずから声を上げない方々もいるというのも、事実であろうと思います。今回は、どちらかというとその声を上げない方々を、できれば救ってあげたい、あるいは光を当てなければいけないと思って質問させていただくものであります。

町長におかれましては、この福祉事業全般の今の状況をどのように捉えているのか。そしてまた、

そういう声を上げられない方々をどういうふうに見て、これから考えていかれると思っているのかを、まずお伺いしたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

朝から、どうお答えしたらいいか大変難しいご質問を頂戴しました。福祉と申しますのは、「福」も「祉」も実は幸福、幸せという意味をあらわす漢字でございます。ですから、この町政全般が実は福祉の向上のためにやっているわけです。町民の福祉のために、幸せのためにやっているということでございます。ですから、大変広範にわたって、町としては福祉の向上のための仕事をしているということでございます。

そういった中で、特に声を上げられない方々への対応ということでございますけれども、声を上げられない、あるいは上げたくない、人さまごま理由があるんだろうと思います。特に障害をお持ちの方については、なかなかみずから上げられないという場合と、それから余り周りに知られたくないというの、ひょっとしたらあるのかもしれませんが。やはり、こういったなかなか声を上げられない方々、社会的に弱い立場にある方々の支援というものは、これはやっぱり全て行政がやるものだというわけではない、やはり自助・共助・公助というものが大事なんだろうというふうに思っています。ですからやはりそのご家族、そしてご家族でなかなか解決できないことはやはり親・兄弟・ご親族、そして地域の方々、そして行政と、それぞれが相まって支援をしていくということが大事なんだろうというふうに思っております。

そういった意味からも、私も「善意と資源とお金の循環」というお話をしておりますけれども、やはりそういった善意が社会を根底で支えていくということが、大変重要なことだろうというふうに思っております。今いろいろな分野で、地域で、区長さん初め民生委員さん、児童委員さん、それからPTAの方々、さまざまな方々がさまざまな年代を支えていくためにご活躍をいただいている。また、ボランティアさんたちも高齢化してはきているものの、本当に熱心に頭が下がる思いで私見ておりますけれども、ボランティア活動をし、地域を支え、弱い立場の方々を励まし支えてくださっていると。ですから、そういったことがとても大事なんだろうと思っておりますし、それから実はなかなかボランティアさんも、先ほど申し上げたようにいろいろな団体も高齢化してきていて、なかなか次の世代が育ってきていないという問題点があるかと思っておりますので、そのあたりはやはり行政としても今後力を入れていかなければならないところだろうというふうに思っております。

また、町としてもさまざまな窓口、もちろん役場にご相談していただいても結構ですけれども、やはり身近な区長さんなり民生委員さんたちにも気軽にご相談いただきたいと思っておりますし、ぜひ具体的に、個々具体のことがあれば、事例があれば、ぜひ議員さんのほうからも私どものほうにご相談いただければ、対応してまいりたいというふうに思っております。

お答えになったかどうかわかりませんが、大変難しいご質問でしたので、とりあえずこういったところで答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） この間も、福祉課のほうにも包括支援センターのほうにもおじゃまして、いろいろお話を伺わせていただきました。これらのさまざまな事業に対応する窓口として、一番忙しく頑張っている中心的なのは、現場対応ということでは包括支援センターが今中心的なのかなというふうな感じはしてまいりました。福祉課においても当然対応はされているんですが、事務的なことのほうも随分多いわけだろうと思うんですが、それでそれぞれに課のほうに現状において対応の中で、今抱えている問題についても少しお話しをいただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

保健福祉課における現状と課題というふうな形のご質問かと思ひます。町の福祉関係につきまして、私ども保健福祉課のほう窓口となっております。係としまして福祉係と障害者福祉係、高齢者福祉係、あと保険給付係、健康推進係というような5つの係に分かれておまして、それぞれ住民の皆さんからのいろいろな声に対応させていただいているというような状況でございます。

状況としましては、それぞれやっぱり皆さん抱えている問題がございましたときに、手続等にまられるというようなことは当然でございますが、あと「こういうことについてはどうすればいいんだろう」というふうなことについても、やっぱりいろいろご相談がございます。時には「生活に困っている」というようなことですか、あるいは「障害等になった場合どういうふうなことがあるんだろう」というようなことで、手続についても皆さんなかなかわからない部分もございますので、そういった部分については対応させていただいているというようなところでございます。

また、小野田・宮崎の福祉センターとも連携をしまして、それぞれ地域の皆さんからの要望等についても対応させていただいております。そういった中でも、保健福祉課との連携というふうなことで、それぞれこういった場合についてどう対応したらいいかというふうなことも、それぞれ連携をしながら対応させていただいているところですが、やっぱりいろいろご相談も結構多岐にわたったりという

ふうなこともございまして、かなり多いというふうな状況でございまして、職員のほうも一生懸命対応させていただいておりますけれども、なかなか対応の難しい場面もあるのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長、お答えいたします。

地域包括支援センターにおきましては、相談の対象の方が65歳以上の方は全員対象になりますし、そのほかに40歳以上で特定疾病に該当して介護認定を受けられた方についても、相談に対応しております。平成26年度におきましては1,452件、延べ件数ですけれども、相談対応しておりますし、昨年度につきましては1,371件の相談に対応しております。電話相談でありますとか訪問、それから病院へ行っての相談、来所していただいている相談、それは包括だけではなくて先ほど課長話しましたように、小野田の福祉センター、宮崎の福祉センターの窓口での相談も含めております。

相談の中での課題ということになりますと、やはり複合的な問題を持っていらっしゃる相談がふえてきているかなという感触があります。また、経済的な課題をベースにした介護の問題であるとか、あと主たる介護者がいない状況で、誰をキーパーソンにしてその課題解決をしていったらいいかということなどで悩む場合等々、ケースバイケースですけれども、1回、2回対応して課題が解決するということはなかなか難しいという相談がふえてきていると感じておりまして、ケアマネージャーさんに引き継いだとしても包括支援センターがバックアップをしていくというようなこともあります。それから、やはり高齢者虐待の問題というのも、大きな課題となっているのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） このような方々は、いろいろお話を伺うと、やっぱり1つの問題だけでいろいろな負担を抱えているわけではなくて、いろいろな問題が複合的に重複しているというか、経済的な、身体的な、心身的な問題を抱えてこういう状況に陥っているということですね。ですから福祉課に行けば問題が済む、あるいは包括支援センターに行けば全て事が解決するというわけではないし、みんなそれぞれの課にまたがった問題を抱えているというのが現実ですね。

けれどもそれに対応するのは、やっぱり今までの状況ですと、どっちかという制度上包括支援センターのルートになったり、福祉になったりということに対応されているんだと思うんですね。こういうのを解決するのに、まず窓口がワンストップになっているかということが、ちょっと私心配な

んですが、福祉課に行けば皆つないでいただいて、すぐ対応されているかというのは1つ疑問に思うところがあるんですが、どうでしょうか。すぐ対応、その辺はなるものですか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

今包括の所長からもありましたが、相談に関することについてはやっぱり多岐にわたってくると。その人が1つの問題だけを抱えているというふうなことではないというようなことで、それぞれ関係する課等についても連携をとりながら進めさせていただいております。具体的に、例えば生活に困っているというふうなところの中では、いわゆる借金みたいなものがあったりするというようなことがあった場合については、商工観光課の消費生活専門相談員のほうにつなぎをして、その部分についてどういう対応すればいいかと。あるいは、税のほうも滞ってしまっているというふうな状況があったときに、どうすればいいかというふうなところで、税務課ともそこから連携をさせていただいたりというふうなところで、そのご相談の部分で問題となっていることについてどこからほどいていけばいいかというふうなところについて、それぞれの課、あるいは当然私どもの係内でも障害を持った方とか、いろいろそれに起因することとかもございまして、介護の問題も出てきたりもありますので、そういった部分については連携をさせて取り組ませていただいているというふうな状況でございまして。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） それぞれつないでいただいて、対応はしているということですが、皆さんがじゃあの問題についてどういうふうに対応するかについては、連絡待ちで対応するという、他の連携をいただくほうは受けるほうというか待ちになっているんじゃないかというところもあるんですね。こういう問題を皆さん、課の方々が一堂に集まってお話しをするということは、今までなされてきたんでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

一堂に会して会議をするということで、地域生活支援センターの業務の中に地域ケア会議というものがありまして、それに関しましては役場の各部署のみならず関係機関、例えば加美警察署の生安課の方にも来ていただいたりとか、それから病院のワーカーさんにも来ていただく、ケアマネージャーさんにも来ていただく、当然民生委員さんとか区長さんにもお声がけをする場合もありますけれども、個別の案件の解決に向けてはそのような形で、地域包括支援センターで招集というか参加をお願いして、課題解決に向けた会議を必要に応じて開催をしているということはありません。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

今包括支援センターの所長からもございましたけれども、基本的にはそのケース、ケースに応じて支援の会議をするというようなことで、基本的には中心となっております。そういった中で関係機関、関係者にお集まりをいただいて、支援について検討するというようなことが主となっております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） ケースにおいては、対応するために皆さんでそういう話し合いを持たれているということですね。これは、では年間で定期的にこういう総括的な問題を持ち寄ってお話をするという、計画的なものはないということの解釈になりますか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

現時点においては、そういった定例的な会議等については持っていないという状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 1つの町の制度の中でということになるんでしょうか、こういうものはやっぱり定期的に垣根を越えて皆さんが集まってお話をするというものが、あっていいんじゃないかという気はするんですけども、町長はどうでしょうね、その辺の感覚というか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり、基本は個々のケースは状況違うんですね。ですから、やはり個々のケースに対して地域包括支援センターなり、あるいは保健福祉課が窓口になって課題解決をしていくというのが基本だろうと思っています。

定期的に会議をすればいいというわけでは、実はないんですね。必要に応じて会議をするということでもよろしいんだと思っています。皆さんもご承知のとおり、大変保健福祉課は多岐にわたる福祉サービスを提供しています。そういった中で、私は会議というものは必要最小限度でいいんだろうというふうに思っています。ですから、あえて定期的にというより、必要に応じて会議を招集するという今の体制で、基本的には問題ないというふうに思っています。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） これまでの制度の中でやられている支援については、それぞれのケースにおい

て対応はしている、大体できているというふうに解釈してよろしいのかと思うんですが、これからさらに、さっき私が申し上げた声の上げられない方というのも事実いらっしやいまして、そこにさらに光を当てていこうといった場合には、今の業務の中で皆さんではなかなか大変なんではないかという気もするわけですね。

それでできるなら、コミュニティケースワーカーというものが今出てきているわけですが、このポジションの置き方、あるいは必要性というものをぼちぼち感じていらっしやるのではないかと思うんですが、この間お話を伺ったら市という中ではそういうポジションを置いているところもあると。しかし、町ではそのケースはなかなかないのではないかという話だったんですね。確かにそういう市の場合は部というものを置いて、局を置いてというふうになると、そういうポジションを置けるんでしょうけれども、なかなか町では難しいというお話だったと思います。これから、そういう声の上げられない、みずから心を閉ざして社会からちょっと遠のいた方々を何とかしたいという場合には、その辺の存在というのはあったほうがいいのではないかというか、私はそういう必要性を感じているんですが。現場におかれている方々は、その辺はどういうふうに思っていらっしやるでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

今議員から、コミュニティソーシャルワーカーというふうなお話がありました。議員のおっしゃるように、都市部のほうで事例的に出ているケースもあるようでございます。声を上げられない方というようなことで、やっぱりいらっしやるんだというふうにも思います。そうした中で、区長さんであったり民生委員さんであったり、地域の中でいろいろな情報を持っている方からつないでいただくというようなケースも、これまでも民生委員さんと区長さんから「こういうことが、こうなっているんだ」というようなことのお話とか、いろいろ町としてわからなかったりする情報をつないでいただいたりして、それについて対応させていただいているというふうなケースもあります。ただそこに行ったときに、逆に余り行政とはかかわりたくないといった方も現実的にいらっしやったりして、そこでの対応的に難しいかなというところも少しは感じているところでございます。

先ほど町長からもお話ありましたけれども、共助という形の中で地域の中で今後ますます高齢化といたった中でも、いろいろな問題が地域の中にございます。そういった部分も含めまして地域での見守り、そういったものがこれから重要になっていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 確かに、役場の皆さんだけで全て網羅するというのは大変難しい話なんで、当然こういうボランティアの皆さんから協力をいただくというのが必要になるわけですが、現段階でそういうすそ野を広げての協力をいただくというふうな、人の仕事もなかなか皆さんでは大変なんではないかというのが感じられるところがあります。

私が教育民生に入ったときに、2年前にそういう制度から漏れている方々をぜひ救いたいということで、「勉強会をしてください」ということで委員長がセットをしていただいて、ことし大阪の豊中におじゃましてお話を聞くことができました。その中に、社会福祉協議会に籍を置いて頑張っている勝部麗子さんという方のお話を伺うことができました。この方は、大阪の阪神淡路大震災の後の状況から、頑張ってこの仕事をされてきたわけですが、今までの福祉の制度だけではとても救えないという状況を見て頑張ってきていらっしゃった方なんですけど、やはり心を閉ざしている方々をどういうふうに社会につないでいくかということのスタートからなんですけど、本当に何度も何度も通って、何とか「私たちの話を聞いてください」「こちらから助けさせてください」という立場で接触をして、少しずつ少しずつ心を開いていったというお話でした。

そういう方はとても、先ほども言ったように時間がかかる、フォローするにはですね。そして、継続的にずっと携わっていかないと、社会にはなかなかつながっていかない、自立できないというところですね。そういう方々を救うために、今の皆さんの業務では大変なんだろうということで、こういうコミュニティソーシャルワーカーというポジションをやっぱり置いてやっていただく必要があるんじゃないかと、私は思っております。

警察というのは、物事が起こってからその対応に動くわけですけども、行政というものはあらかじめそういうものが用意されている場合にはやっぱり動いていただいて、なるべく事が大きくなりないうちに対応していただくのが必要なんではないかという気がするんですね。ぜひ、皆さんこの世に生まれたならば、笑顔であしたを迎えたいというのが必要なことですから、そういう方々にぜひ手を差し伸べていただきたい。その手を差し伸べるということの表現が、「アウトリーチ」という表現なんだそうなんですけど、こちらから手を差し伸べる、そして救っていかうということの運動です。

この辺は、勝部さんというのは最初の仕事のごみ屋敷の解決から始まって、家にこもった鬱の方々の救いというものもやっております。まず、非常に内面的な問題を抱えている方々が見受けられますけれども、やっぱりそのうちには経済的な問題もある、身体的な問題もあるという重複した問題を抱えている方が非常に多かったわけですね。そういうものをまず解きほぐしていくために、話を聞くことから始まっているということです。ぜひこのような方々を、コミュニティソーシャルワーカーのよ

うなポジションを、今包括支援センターの所長がそれに近いような仕事を私はしているんじゃないかという気がするんですけども、そうではないですか。ぜひそういう方々を置いて、今の業務にさらに荷物を背負って仕事をしていただくのではなくて、そういう人に担っていただいて、さらに地域の人たちとつないでいただいて、コミュニティのためのボランティアをつないでいただいて、フォローをお願いできればというのが私のお願いなんです。この辺は、町長に伺ったほうがよろしいですか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この制度でカバーし切れない方々に対する支援の方策というものは、私は2通りあるんだろうと思っています。1つはやはりNPO、恐らく勝部さんという方もNPOのような形で活動していらっしゃるのではないかと思うんですが、NPO、これは地域にある課題を解決するための法人ということでございます。そういった同じ志を持った方々が集まって、地域の課題を解決していくというのが、これがNPOでございます。これは、どちらかという都市型なんですね。

一方地方では、なかなかこのNPOというのは現実的に、育てることが難しいというふうに思っております。しかしながら、地方では都会にはない地域のきずな、社会的資本という表現もしますけれども、きずなが残っている。ですから、地方においてそういった課題を解決するためには、やはり地域に残っているきずなというものを大事にしながら、それを活用していくということが重要だというふうに思っております。

そこで、町としては現在旭とそれから賀美石をモデル地区として、アンケート調査などもしながらそのコミュニティ単位、小学区単位でさまざまな地域の課題を解決していく、人口減少に歯どめをかけることも含めて、そういった方向で今動いております。ですから、この問題についてもやはり地域のきずなというものを大事にしながら、その地域の中で皆さん方が支えあっていくという、そういった中に例えばソーシャルワーカーという形になるのか、あるいは昨日申し上げたような集落支援員というような制度を活用して、そういったいろいろな方々のご相談なり見守りなどをやっていくとか、さまざまな手法ありますけれども、ベースはコミュニティというものをベースにして取り組んでいくというふうな方向性がよろしいのではないかと考えているところでございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 私の考えを理解いただいて、町長もそういう方向でやっていただいているのも事実ですし、現場でもいろいろそういう対応をしていただいているんだろうと思いますが、もう少し、やっぱり福祉事業の層の厚さ、幅の広いものを求めていくと、そういうポジションがあると現場では助かるということではないのでしょうか。その辺は、現場に携わる方の考えはどうでしょう。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

現場といいますか、直接いろいろご相談をいただいているというふうなところにはございます。やっぱり地域の情報については、地域の区長さんであったり民生委員さんにいろいろご尽力いただいています、いろいろな情報をいただいたりしております。そういった形で多様で、全部が全てうまく解決するというのはなかなか難しいというような状況もございますけれども、いろいろ地域の皆さんと連携をしながら進めているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） そういう区長さん、民生委員、いろいろな方々の情報をいただいて現場に対応していただくというのも、現実では大体カバーされているというふうにもとれるんですが、やはりもうちょっと見えない部分というのをやはり探っていくべきだと思いますし、何とか助けてあげたい。まあ「あげたい」というと失礼にもなる表現ですが、何とかもう少しその辺アウトリーチをお願いできればというのが私の願いですので、ぜひ制度としてコミュニティソーシャルワーカーを置くということではなくて、それにかわる方々を地域としてもう少し連携をいただいて、区長さん方は別の業務も負担いっぱい大きいようですので、そのボリュームをふやさずに何とかそういう心を閉ざした方も含めて、手厚い福祉ということでお願いをしたいというのが私の思いでございますので、ひとつもう少しその辺は考慮いただいて、お願いしたいと思っております。私からお願いをして、この問題については終わりにしたいんですが、ぜひひとつよろしくお願いしたいと思います。

では、2番目についてですね。煩雑、多忙な教員の環境改善についてということでお話しをさせていただきたいと思えます。

現在、学校の教員の仕事が非常に事務的な仕事だったり部活、あるいは生徒指導ということで広範にわたって大変苦勞されて、中には心身を痛めて休んでいる方もいるように伺います。これは、早坂教育長が教育長になられてから、その現場というものも当然把握されているものだと私は思うんですが、改めてその状況の認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長の早坂でございます。

それでは、三浦英典議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、教員の対応すべき事務や仕事が大変多様であるということに関しまして、教員の業務をちょっと大別してみたいと思うんですけども、まず学習指導や生徒指導、部活動、それから学校行事などの児童生徒の指導に直接的にかかわる業務、それから授業準備や成績処理、学級通信の作成などの児童生徒の指導に間接的にかかわる業務、さらに会議や研修、事務報告書の作成などの学校の運営にかかわる業務、保護者やPTA、地域、行政機関などの外部対応という、そのようなさまざまな業務がありますが、この中で教師の大きな業務の柱としましては学習指導と生徒指導ということになります。その中でも、とりわけ生徒指導につきましては、個別の面談、あるいは進路指導・相談、課題を抱えた児童生徒の支援、問題行動に対する予防、個別の生徒指導にかかわる時間が非常にふえているのかなというふうに思っております。

さらに加えて、回答期限があるさまざまな調査や、その他予定にない事務処理とか、そういうことで教員の多忙に拍車がかかっているのかなというふうに考えております。さらに、時期によりましては運動会とか学習発表会といった学校行事、それから対外的な行事ということで、子供たちの指導や準備、それから外部団体からの作品依頼等、本当にさまざま指導とか整理に時間もかかるのかなというふうに思っております。そして、さらに学期末の通信票の作成、それからテスト時期の採点、成績処理ということにも大分時間が割かれるのかというふうに考えております。

あと中学校におきましては、さらに土曜・日曜などの休日も含め、部活動に費やす時間というのが中学校教員の負担を大きくしているのかなというふうに思っております。

このような状況に対しまして、これまで教育委員会としましては特に生徒指導にかかわるところではスクールカウンセラーの配置、あと本年度からスクールソーシャルワーカーを町のほうで活用事業に手を挙げまして、スクールソーシャルワーカーの配置。それからあと教員の加配、それから教員補助員の配置等、教職員の負担軽減に努めているところであります。さらに、会議の精選や効率化、あるいは業務の見直し、「ノ一部活動の日」の設定など、教職員が働きやすい職場環境づくりということで、校長に指導いたしまして各学校で取り組んでいるところであります。

さらに、職場環境の改善ということで、今年度におきましては各学校の職員室にエアコンを設置したということで、事務処理の効率を高めることにつながったのではないかなというふうに思っております。

また、今年度につきましては、教職員の病休者についてはおりません。しかし、やはり質の高い指導を行うためには、教職員の心身の健康を維持管理、確保していくことが非常に重要ではないかなというふうに思っております。しかしながら、学校でも超過勤務等の改善に努めてはいるんですが、な

かなか業務量が極端に少なくなるというわけではございません。それで、今後さらなる業務の見直し、工夫、改善が必要と考えております。そして、何よりも教職員一人一人がみずからの健康を守るということを大事にして、ワーク・ライフ・バランスといった仕事と生活の調和を図るような、働き方についての教員の意識改革も強く促していきたいなというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 子供たちは町の宝だということで、町でもその辺は対応していつているわけですが、なお子供たちの教育に関して教壇に立つ先生方が、やっぱり心身ともに余裕を持って健康で教壇に立っていただきたいというのが、私の願ひであります。確かに今お話を伺って、病欠の先生はいないということではあります、この業務のボリュームに対してやっぱりストレスを感じ、「大変だな」と訴えている方々が多いのも事実だろうと思ひます。これについては、教育長も把握はされているようですが、実際どの程度なのかという調査というものは、教育委員会ではされたことがあったんでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長、お答えいたします。

まず実態ということでございますが、各教職員のいわゆる出勤から退庁までの在校時間というものは、教育委員会としては把握はしてございませぬ。今ご質問のあったとおり、メンタル部分に問題を抱えている者ということでございますが、実態を把握しているわけではございませぬので、定量的なことはお示しすることはできないんですが、文科省のほうで調査した結果でございませぬけれども、精神疾患による病気の休職者数というものは、全教職員数の0.55%ということで、200人に1人は精神疾患で休職しているという報告が示されてございませぬ。また同じように、文科省のメンタルヘルスに関する調査というものに関しましては、校長や教頭、あるいは教諭といったような職種によってストレスの要因は違ふということでございませぬが、学習指導から生徒指導、あるいは学校運営、そういった多種の業務で強いストレスを感じているという結果というものが、お示しされております。

さらに、厚労省の調査でも、教員が疲労を感じる度合いが一般の勤労者よりも三、四倍高いという報告もあるようでございませぬので、先ほど教育長が申し上げたとおり現在本町の公立校におきましては休職者はおりませぬが、メンタルの部分に問題を抱えている教職員は少なからずいるのではないかとこのふうには感じております。

以上でございませぬ。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 実際に国の調査、あるいは県の調査という資料は私もいただいているんですが、これは当町で調査はしていないけれども、大体それにならったような数字が出てくるという予測はされているようですね。実際に、このストレス要因というものがいろいろ挙げられているわけですが、これに対していろいろ改善をしていきたいという教育長のお話ですが、現実的には1日の学校での勤務時間というか、教員の時間を短縮できるかということ、実際には難しいと。だけれども、その内容についてこれから改善されるべき余地というものはあるということのお話には私は理解したんですが、そのように捉えてよろしいですか。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長です。

今お話ししましたように、教員の業務は非常に幅広いです。それで本来教員が担うべき業務、それからそれ以外のものもあると思うんですね。これまでも見直しは行ってきて、取り組んでいるわけなんですけれども、やはりもっと必要なかなというふうに考えています。

それからさまざまな工夫改善、今までのやり方だけでなくて例えば今現在学校事務の共同実施に、宮崎中学校では昨年度までほかの地区に先行して取り組んでおりました。今年度、中新田中学校区と小野田中学校でも学校事務の共同実施に取り組み始めております。特に中新田地区と小野田地区につきましては、来年度をめどにことは準備期間と。これは、各学校の中学校区において事務職員が集まって、共同でやる。そして効率的にやって、そこで事務職員が校内においても先生方の支援をしていくようにする。そうすれば、先生方にも少しゆとりが出てきて、心にゆとりを持って子供たちと接することができるんじゃないかなと。そういう工夫、改善は、もっともっとできるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 実際に先生が生徒にかかわる学科を教える時間とか、その前後の準備、あるいは評価というものは、削減はできないわけですね。じゃあ、どこでやっぱり削るかということ、事務的な業務が可能であろうということですね。ぜひこれは大変おもしろいというか、いいお話ですので、進めていただきたいと思います。

現実的に幾ら改善を進めても、今の学校業務、教員の負担というのは非常に大きいものがあるので、ぜひ初動として対応を近いところに対応していただきたい。そういう問題があれば、校長、教頭がまず対応する、あるいは教育委員会が対応するということで、外にその問題を出して解決しようとする

以前に、そういう身近でまず対応をお願いしたいというのが、私のお願いでございます。ぜひ子供たちの輝く力を失わないように、ご指導をお願いできればと思います。

今回、私の質問の隠されたテーマがありまして、皆さんお話を伺っていてわかったかなと思うんですが、色ですね。今回のテーマは白なんですけど、いろいろな職場で皆さんが仕事をされていて、やっぱりいろいろなストレスを抱え大変になっている方々がいるんですが、そういう場合には「私はもう大変になりました」「疲れました」「白旗を上げたいんだ」ということを、上げやすい環境をやっぱりつくってあげないと、「参った」というふうになってしまう。それ以前に、やっぱりそういう兆候をみずから出せる環境をつくって、受け入れをしていただきたいというのが私の思いです。

これは、きのうの三浦又英議員のお話にもありまして、役場内の職員のいろいろなストレスチェックなんかの話もありまして、皆さんそういう環境にあると。そして、誰でもなり得る可能性もあるわけですね。そういうものを、「大変だ」と素直に言える環境をぜひ皆さんでつくって、皆さんで仕事を前向きに進めていただけるようお願いしたいと思っております。

時間は残りましたが、私の質問は以上で終わりにしたいと思います。ぜひ、私のお話をよろしくお聞き入れをお願いしたいと思っております。

終わります。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして10番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時5分まで。

午前10時50分 休憩

---

午前11時05分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告12番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） 議長の許可をいただきましたので、1カ件質問させていただきます。

町長が言われております「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」の中で、今回は「人に優しい」をテーマに生活困窮者自立支援について質問いたしますが、この質問を行うきっかけとなったのが、五、六年前、住宅使用料滞納者の保証人の方からのお話でした。大分たまってしまったんですけども、体が弱くて、仕事には行ってもなかなか続かないというような状況がありました。その中で、昨年4月から生活困窮者自立支援制度が始まりました。いつ誰がこの状態になってもおか

しくないという今の世の中の中で、この問題を少し掘り下げたいと思いましたが、なかなか福祉の問題は先ほどの三浦議員も言われているようにすそ野が広くて大変だということで、できる範囲でやらせていただきたいと思います。

それでは、生活困窮者自立支援について質問いたします。

平成27年4月から、生活困窮者自立支援法が施行され、1年半が過ぎました。取り組みについて、以下の点をお伺いいたします。

1点目、生活困窮者への対応の現状と課題について。宮城県北部自立相談支援センター「ひありんく」との連携について、町長に伺います。3つ目、就学援助について。4つ目、スクールソーシャルワーカーの現状と課題についてを教育長に伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、木村議員から生活困窮者自立支援について、4点ご質問いただきましたので、私のほうからは3点について答弁をさせていただきますと思います。

まず、この生活困窮者の定義であります。生活困窮者自立支援法では「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある者」というふうに定義をされております。生活保護者の増加を踏まえて、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図ることが、この法律の目的であります。生活保護制度によります生活保護者は、平成28年度の厚生労働白書によりますと全国で216万人、これは平成27年の12月現在ですが、であります。加美町におきましては、平成28年10月末現在で131世帯、185人となっております。

生活困窮者自立支援事業は、平成27年の4月から施行されておりました。福祉事務所を有する地方自治体がさまざまな課題を抱えている困窮者に対して自立相談支援事業を初め、さまざまな支援事業を実施しているところでございます。就労可能な方に対しては、生活保護受給に至る前の段階で早期に就労相談支援を行うことにより、生活困窮状態から脱却、あるいは自立ということを促進しているところでございます。加美町の場合には、実施主体は宮城県の北部保健福祉事務所となっております。保健福祉事務所が実施している事業といたしましては、必須事業として自立相談支援事業、そして居住確保給付金事業、2事業としまして就労準備支援事業などがございます。

窓口は、2番目のご質問にあります宮城県の北部自立相談支援センター、通称「ひありんく」に業務を委託しているということです。なお、「ひありんく」は生活困窮者自立支援法のモデル事業として、平成26年6月から古川のリオーネ古川内に設置をされているところであります。

課題としまして挙げられることは、この制度の周知がまだまだ不十分ではないかと、「ひありんく」の存在自体もまだまだ広く知られていないのではないかというふうに考えておりますので、今後町としても広報等を含めて周知をしていきたいというふうに考えております。

2点目の北部自立相談支援センターであります「ひありんく」との連携についてでありますけれども、町では生活困窮等で来所した相談者には、その内容に応じて「ひありんく」をご紹介しております。支援の流れとしては、相談者がまず「ひありんく」に行って相談をします。相談者の状況に応じて支援プランが作成され、そしてさまざまな支援機関、行政機関であったり、社協であったり、あるいはNPOであったり、そういったところと連携をしながら支援を進めていくというふうな流れになっております。

平成28年度の10月末現在、管内の相談件数は新規で68件、うち加美町は15件となっております。加えてリピートの相談が299件、うち加美町は84件となっております。50代、30代が最も多いということです。相談の内容別なんですけど、仕事探し、就職、それから収入・生活費に関すること、家族関係・人間関係、こういった相談が約半分を占めるということです。また、加美町での支援調整会議も3回開催されておまして、1人に対して関連機関が連携を図りながら包括的に支援を進めているところであります。

今後も、社会資源であります「ひありんく」との連携を町としても図りながら、町民の皆さん方にも周知をし、そして気軽に活用していただけるようにしてまいりたいというふうに考えております。

就学支援についても、教育長さんですね。就学支援とスクールソーシャルワーカーについては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

それでは、木村議員より就学援助について、それからスクールソーシャルワーカーの現状と課題についてということでご質問いただきましたので、お答えいたします。

初めに就学援助についてでございますが、この制度につきましては教育基本法及び学校教育法の規定によりまして、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して援助費を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的としております。

平成28年11月1日現在の就学援助認定数についてでございますが、生活保護法で規定する要保護者

の児童生徒が14名、それから要保護に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護児童生徒が176名となっております。準要保護者の認定基準としての主なものとしまして、国民年金法による国民年金の掛け金が免除されている世帯、それから児童扶養手当法による児童扶養手当の支給世帯、さらに世帯の収入額を食費や光熱水費、給食費などの需要額で割った値である生活保護基準、これが1.2以下の世帯というふうになっております。

なお、就学援助制度につきましては、広く周知するため、広報紙への掲載や、それから制度の案内文書、これを1日入学やあるいはPTA総会時に配付しまして、学校のほうから保護者に説明を行っております。今後も、保護者の収入により教育の機会均等が損なわれることがないように、適切な運用に努め、さらに子供を健やかに育てる環境づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、スクールソーシャルワーカーの現状と課題についてご説明いたします。

教育委員会では、今年度よりスクールソーシャルワーカー活用事業を活用しまして、町に社会福祉士の資格を持ったスクールソーシャルワーカーを1名配置しております。勤務時間につきましては1日6時間、毎週木曜日を基本としまして、年間55日間の勤務となっております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校を訪問していただいて不登校やいじめなどの問題を抱える児童生徒、それからその保護者の方の悩みなどを聞いたり、指導助言を行っております。さらには、教職員に対しましても児童生徒への対応について情報共有を図りながら、一緒に支援している状況であります。現在、学校から要請のある10人から15人程度の児童生徒とかかわっております、場合によっては家庭訪問なども行って、本人はもとよりですけれども保護者の方と相談に応じております。

一方で、児童生徒の問題行動の背景につきましては、その家庭が経済的な課題を抱えている場合もありますので、宮城県北部児童相談所、あるいは町の保健福祉課、それから子育て支援室など福祉関係の機関との情報交換をしながら、問題解決に取り組んでいるところであります。今年度から導入した事業ということで、まだ課題はあるわけなんですけれども、特に個々に対するかかわり方がまだまだ十分とは言えないのではないかなというふうに感じております。さらに、保護者の方にも十分まだ周知されていない部分があるのかなと。いろいろ悩みを抱えて、どこに相談したらいいのかな、そういう保護者もいるんじゃないかと思われまますので、今後ほかの実践事例等もたくさんあるようですので、それらを参考にしながら運営の仕方を工夫、改善して、より子供たち、あるいは保護者にとって本当に救いとなるようなものにしていきたいなというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、少し掘り下げて質問させていただきます。

まず、生活困窮者の対応の現状と課題についてなんですけれども、まずご紹介したいのがことしの8月22日、河北新報の社説があります。この一部分をちょっとご紹介しますけれども、「2015年4月に施行された生活困窮者自立支援法の評判が芳しくない。いわく、国は地方に責任を押しつけようとしている云々」、ちょっと飛ばしまして「生活保護の一步手前にいる人をすくい上げ、就労へと導く法の理念は是としつつ、多くの自治体が具体的運用にとまどい、立ちどまっているかのようだ」というふうに新聞では報道されておりますが、このことについて加美町としてはどのように受けとめているか、お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

今ご紹介ありました生活困窮者自立支援法でございますが、昨年の4月から施行されたというふうなことでございます。今ご紹介いただいたように、なかなかまだ制度としては周知がされていないというようなことは、私どもも思っているところでございます。こういった制度ができたというふうなことで、皆さん生活保護という制度はある程度わかってきているのかなというふうには思いますが、こういった制度もできているというようなことで、今後周知に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 恐らく、どこの自治体もそういった状況があるようには感じております。その中で、先ほどの河北新報の社説の続きに入りますけれども、「この難問に対して、滋賀県野洲市が1つの答えを出した」ということで、暮らし支え合い条例というものをことしの夏に制定したようです。評価としては、今までありました北海道ニセコのまちづくり基本条例、北海道栗山の議会基本条例に比肩し得る成果と言えるということで、非常に評価している条例であります。

このことを若干触れたいと思いますが、その中身としては「就労の支援や債務返済の策定を手助けし、困窮市民一人一人が自立するまで行政が伴走する」ということで、一人一人に最後までつき合うということがうたわれております。大抵のところは、各担当課が場当たりの取り組みれば、生活困窮者が破綻するのは火を見るより明らか、野洲市は町税を強化するより納税できる市民を育てるほうが地域社会の利益になるという考えのもとにつくられたようであります。

その後段に、例えばということで宮城県のことを書いてありましたが、これは賛否両論あります。

一概にいい、悪いとは言えませんが、多くの自治体は正反対の対応に終始しているのが現実で、例えば宮城県では公的債権の回収を目的に県と市町村が町税Gメンを結成、滞納者からの取り立てを強化し、実績を上げていると、これも1つの方法であります。確かに、課税公平の原則を守ろうとする趣旨はわかるが、公権力の行使が生活困窮者を破綻へと追い込んでいないか、これは冷静な検証も必要だろうということも書いてあります。さらに、「宮城県の場合は東日本大震災の被災地で、住民の経済的貧困が地域債権の障壁になりつつある。被災自治体が今後とるべき方策は宮城モデルか、それとも野洲市モデルか、よくよく吟味してほしい」というように書いております。

ここで言わんとしていることは、条例の中、市はその組織及び機能の全てを挙げて生活困窮者の発見に努めるとしている。つまり福祉は行政の1部門ではなく、存在意義そのものであると宣言したに等しいということが書かれております。このことについて町長、感想をいただければとありがたいです。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申し上げたように、まさに福祉というのは行政そのものだと私も思っております。この課税強化ということも、これはこれで大事かと思っております。必ずしも納税能力がなくて納税をしない方だけではないんですね。能力がありながら、納税をなさらないという方も、これは全国にいるわけですから、やはり公平にこれは負担をしていただくということが必要なんだろうというふうに思っております。

一方で、それだけで果たしていいのかというと、やはりそうではないだろうと。先ほどの社説の中にもあったように、やはり納税できる市民をふやしていくという取り組みも、これあわせてやっていく必要があるだろうというふうに思っています。そのためには、やっぱり仕事をつくり出していくということが大事だと思っております。

かつての20世紀の日本というのは、非常に産業がピラミッドのようにすそ野が広く、バランスがとれていたというふうに言われています。いわゆる知的産業を頂点とすれば、その下にさまざまな仕事、あるいは地域にもたくさん大工さんもおり、鍛冶屋さんもおり、あるいはかごをつくったりする職人さんもおるといいます。ですから、学歴などにとらわれずに多様な労働力を受け入れる産業構造になっていたんですね。それが現代社会は、過度なグローバル化ということもあり、いわゆるすそ野のピラミッドの下の部分がすっぽりもうなくなってしまった。ですから、能力あるなしにかかわらず労働者を吸収できるような産業体系になっていないということなんですね。

ですから、私かねてから言っているんですが、やはり失われたローカルな経済、これを復活させる

必要があるというふうに思っています。ただ、かつてと同じことができるかという、必ずしもそうではないわけです。別な形でのローカルな経済、グローバルな経済に対してローカルな経済をどう確立していくかということが、非常に重要だと思っております。そういったことから、里山経済の確立ということをやっているわけです。そういった中で、具体的に薬用植物の栽培などとか、あるいはバイオマス産業都市構想により新たなバイオマスを産業として雇用を生み出していくということ、あるいはアウトドアという側面から新たな雇用を生み出していくこと、大きな雇用を一気に生み出すということはなかなか難しいわけでありましてけれども、そういったさまざまな分野での雇用を生み出していくことが大事だというふうに思っております。

ですから、そういった納税する側をふやしていく、町民をふやしていくと。そのために、やはり新たな仕事というものも生み出していく。そして、さらに今の世代だけではなく、次の世代に負の連鎖をしないということ、これが非常に重要ですので、やっぱり未来の子供たちのためにも子供たちにとって魅力的な仕事をつくり出していくということ。あるいは、よそから仕事を持って来る方を誘致するという。工業化社会は、工場等があるところに人が集まってくるんですね。でも、今や脱工業社会に移行している、過渡期ですけれども。脱工業化社会というのは、環境のいいところ、人材がいるところに仕事生まれ、人が集まってくるということですので、企業誘致という考え方もこれからは視点を変えていく必要があるだろうと。そういった形での働く場の創出ということも、あわせてやっていく必要があるだろうというふうに考えています。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 私も、町長言われているとおりでと思います。そういった点も含めて、この間非常に範囲が広いですね、各課担当の方々からお話をお伺いしました。税務課も町民課も、あと消費生活から社会福祉協議会、さまざまなかわりそうな上下水道課も含めて、一生懸命職員の方はやられております。それで、寄り添いながら滞納者へ対応している課の方もいらっしゃいました。そういう意味では、非常に心が通じているなという意味では、非常に頑張っているんだなという思いもします。

さらに、それをその課のみではなくて、先ほどの三浦議員ともかぶるんですが、総合窓口といいますが野洲市のように町組織全体で取り組む体制、さらに情報を収集していくというか、見えない人たちを救うためにやっぱり区長、民生児童委員の方々も含めて、総合窓口を設置して対応することはいかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

総合窓口というふうなお話がありました。この生活困窮者自立支援制度というものは、基本的には福祉事務所を設置している自治体が行うというようなことにされております。当然、市であれば福祉事務所の設置義務がございますので、市としては生活困窮者から生活保護まで全て市の福祉事務所が対応するというような制度になっております。現状におきましては、町村においては県の福祉事務所において生活保護、今回の生活困窮者の支援制度も含めて、ただ町も何もしないということではございませんし、相談した方から県に、実際「ひありんく」がやっておりますけれども、「ひありんく」にご紹介をしたりというようなことはございます。そういった中での町と「ひありんく」をつなぐ窓口として、私どもの保健福祉課というようなことが1つの窓口かなというふうに思っていて、関係する町の課等につきましては私のほうから、先ほど三浦議員さんにも申し上げましたけれども、それぞれ必要な部分については情報共有させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 確かに、今保健福祉課長が言われたとおりであります。設置の義務は基本的にはないんですが、ここに資料がありますけれども、厚生労働省で発行していますセーフティネット対策事業ということで、生活困窮者自立支援制度について町村部における取り組みの具体化についてという中で、必ずしも福祉事務所がないとできないということではないというふうに書いてあります。基本的にはそうなんですが、ここに「生活困窮者の生活圏域である身近な町村部においては、自立相談支援機関と町村行政の関係機関とが緊密に連携した保護制度に取り組む必要がある」ということで、町村行政の具体策ということで書いてあります。その中にも、「町村民に最も身近な自治体として、一次窓口として機能するものを設ける町村における独自施策と連携した支援の実施」、さらに先ほど町長が言われたように就労訓練の場や就労の場の創出と、これも提起されております。

それで、これをやるのには質疑応答集の中に、やはり都道府県の関係もありますので、県からの移譲する手続を経れば「福祉事務所を設置しない町村も実施主体になることができる」とされておりますので、確かに大変なんではありますけれども、やる気があれば町村でもできるということが書いてあります。さらに費用についても、質疑応答の中に「小規模な部分の町村でも、正職員以外の人件費を弁償することは可能か」という質問に対して、「可能である」ということもあります。ですから、最初から法的に福祉事務所を置いていない町だからということではなくて、形は小さくてもやれる範囲でいいので、そういったみんなで支え合うというやはり町としての組織づくりが必要ではないかと

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

木村議員から、町村でも一部についてできるんじゃないかというふうなお話がありました。制度上はそういう形になっておりますが、ご紹介あったように都道府県で条例を定めて、町村に事務委任をするというふうな形態をとるといような制度上の問題があるかなというふうに思っております。まだ制度的な部分としては、十分全体的な周知もされていないという中にありまして、町としても一次窓口的な意味合いとしては十分捉えているというふうに思っております。相談窓口としては、私のほうが一次的な窓口になるというふうなことで捉えておりますので、そういった形であと「ひありんく」といろいろ連携をして、まだ十分ではないところもあると思いますけれども、その辺つなぎとしての一次窓口的な意味合いはしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この問題は、先ほど社説の内容をご紹介していただいたように、国が地方に押しつけているという側面が非常に私は大きいと思っております。きのうの介護に関しても、そうなんです。どんどんどんどん国が地方に押しつけているという傾向が、どうも見られるというふうに思っています。もちろん、それぞれの自治体で努力することは必要ありますけれども、財源、人材、さまざまな制約の中で行政を執行していかなくちゃいけないということですので、どの自治体も大変これは困っている。野洲市についても、条例をおつくりになって頑張っていらっしゃるんでしょうけれども、なかなか条例に沿った形で進めていくというのは、これは大変なことなんだろうというふうに思っています。

実は私は、子供の未来を応援する市町連合という、子供の貧困対策連合とも言っているんですけども、全国の175自治体で組織している団体があります。宮城県では、加美町含めて5自治体が加盟をしておりますけれども、これは国に対して首長たちがきちっと物を言っていこうと、こういった子供たちの貧困の問題を解決するために、負の連鎖をつくらないために、きちっと地方から声を上げていこうというふうな趣旨で結成された組織でございます。ですから、国に対してきちっとやはり各自治体の首長が、一番現状を知っている首長が物を言っていく。決して、全て地方に押しつけることではなく、国がやるべきことはきちっとやっていただくというふうなことを、物を申していくということがまず大事だろうというふうに思います。

そういった中で、町としましては現在とり得る方策としては、やはり「ひありんく」についてまだまだご存じない方が多いですから、やはりこの周知をしていく。そして、相談にいらっしゃった方々に対してはきちっと「ひありんく」につないで連携をとりながら、自立に向けて支援をしていくということだろうと思います。

また、福祉全体の体制として、現在保健福祉課と地域包括支援センターがちょっと離れておりますから、将来的にはやはりこういったものを1つにしていく、同じ近くで業務をとり、福祉に関してそこに行けばきちっと対応してもらえるとというふうなサービスのあり方、こういったことも進めていく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 確かに、国の制度に対して怒りといいますか、それはもちろんあります。ただやはり、置かれている人の状況を考えれば一刻も早く、1人でも多く助けてあげたいということで進めていただきたいということで、次に移ります。

今お話あった「ひありんく」についてでありますけれども、先ほど相談件数等々は町長のほうからもお話しありました。やはり私も、実際に行ってお話を聞いて知らなかったことが山ほどありましたし、やっぱり認知度不足がものすごくあると思います。そういう意味で、やはりもっともっとPRする必要があります。その中で感じたのは、役場庁内の各課の皆さんの率直なお話を聞きました。「ひありんく」に対する意見、要望、「もっとこうしてほしい」ということも直接伺いました。それで、県の福祉課の生活支援班のほうに電話をいたしまして、ちょっと相談といいますか「こういった状況なんです」ということでお話をしましたところ、どんどん「ひありんく」と町村で意見を交わしてくださいと、要望・改善点があればなかなかやっぱりスタートしたばかりの施策なので、そういった問題があれば同時に県のほうにもお話しをしてくださいということで、改善をしながらやはりいい制度にしていきたいというお話もいただきました。この辺について、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

「ひありんく」についての意見・要望というふうなお話がありました。制度が施行されてから1年半過ぎという状況の中で、私どももまだ十分な連携ができていないのではないかとこのふうにも思っております。「ひありんく」には、町からもおつなぎをしたりするんですけれども、その後のアフター事態についても十分な連携が図られていないのではないかとこのふうにも思っておりますし、支援会議等もこちらからケース的なことで何回か開催されていますけれども、そういった部分でももっと

十分に連携を図っていきたいと思いますし、いろいろ意見を重ねながら双方で連携を深めていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。先ほど、町長のほうから利用率のお話をいただきましたけれども、いただいた資料によると加美町は全体の27%利用されている、新規・リピーター含めてですね。そういうことでは、ただ件数がもっともっと本当は伸びて使っていただきたいなという思いもあります。さらに調べていきますと、これだけではなくて「みやぎ北若者サポートステーション」というものもあります。これは年齢の制限がありまして、15歳から39歳の学校卒業、中退、仕事をやめた後一定期間職がない状態にあるなど条件はあるんですけれども、こちらのほうの活用もぜひPRしながらやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

基本的には、「ひありんく」の中でも今度就労支援に至った場合について、そこからハローワークですとか今ご紹介ありました「みやぎ北若者サポートステーション」というようなところとの連携を図っているというふうに聞いております。また、町としましても直接若い年代、先ほどありました15歳から39歳の方というふうな制限のところがございますので、そういった方についてはこちらのご紹介をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それで、何か2年前までは「若者自立支援ネットワーク」ということで、町との関係もいろいろやれたそうなんです、県からの予算がカットされ、こちらのほうは厚生労働省と県からの複雑な補助金の関係がありまして、できなくなってしまっていると。そして、出前講座といえますか出前もできるんですが、なかなか費用が厳しくなってきたというふうなことで、例えば加美町に1日来て出前をやった場合幾らですかというお話をした場合、約1万円程度ということでこちらのほうへも出向いて、要するに行けない場合出向いてそういった出前もできるということなんです、こういった場合町のほうから資金を出して出前をお願いするようなことはできますでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

情報提供というふうなことでご紹介いただく中で、いろいろやってはおりますけれども、町から要請してというふうな部分ではちょっとなかなか難しいのかなというふうに思っております。この「サポステ」というふうなことに限りませんけれども、「ひありんく」を今度いろいろ周知をしたいという中で、12月から民生委員さんが新たに一斉改選というふうなことでかわりました。3分の1ほどかわっておりますので、制度について「ひありんく」さんから直接民生委員さんにも紹介してほしいというようなことで依頼をして、直接説明をいただくようなことも現在考えているところでございますので、全ての事業所というようなことにはなかなかいかないと思いますが、そういったところでそちらは費用は特にかかりませんので、そういった中でいろいろ情報提供していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） この辺も、もう少しいろいろお話ししたいんですけれども、なかなかここだけ集中はできないので、次に進めたいと思います。

就学援助についてということで、先ほど教育長のほうからお話をいただきました。その中で、準要保護認定基準というお話もありました。加美町は、基準の1.2倍以下ということで言われましたけれども、要するに生活保護を受ける基準の2割増しまでの所得以下の人という制限なんですけど、この辺の根拠なり考え方をお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

準要保護の認定の基準でございます。これにつきましては、各市町村によってその運用方法、認定の適用方法が異なっております。全国的には、1.1倍以下から1.5倍を超えるという事例もございます。全国的な割合としましては、本町のように1.2倍以下というものを採用しているのが全体の12%ぐらい、1.3倍以下を採用しているというのが32%ぐらいで、全国的には最も多いと言われてございます。県内においても、市のほうでは1.3倍以下というものを採用している団体が多いようでございますが、町村部のほうでは本町と同じように1.2倍以下というものを採用している団体が多いようでございます。

こういったこともございまして、合併以来生活保護基準の1.2倍以下というものを認定基準ということにさせていただいております。当時は、全国的にも1.3倍ではなくて1.2倍以下というものが多数を占めていたということで、現在に至っている状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 例えば全国的に一番比率の多い、今課長のお話のように1.3倍、約32%のところは1.3倍以下ということになっております。ポイントを0.1上げて1.3倍にした場合どのぐらい関係するか、もしデータありましたらお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

1.2倍から1.3倍以下ということで、認定基準を変更した場合でございますが、過去8年間におきまして1.3倍以下というものを認定基準とした場合、対象となったであろうと思われる児童生徒は4名ということでございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） この辺上げる予定といたしますか、上げる可能性はいかがでしょうか。検討する価値はありませんか。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

認定基準の変更ということでございますが、今後全国または県内の動向も参考にさせていただいて、判断をさせていただきたいと思いますが、ちなみに平成23年度の決算で試算をいたしますと、準要保護児童生徒1人当たり7万3,000円であるということでございます。8年間で4名しか該当というか適用になる方がいないということでございますので、財政的なこともございますので、全国的な事例等も参考に、また今回生活困窮者自立支援法が施行されてございますので、そういったことも鑑みて判断をさせていただきたいと思っています。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、最後のスクールソーシャルワーカーの点に移りたいと思います。

先ほど教育長のほうから説明ありましたが、利用の状況について。それと、なかなか始まったばかりなので難しいんですけども、もし効果が現段階でわかれば。それと、課題については先ほどちょっと触れられましたので、今後の対応と。利用の状況と現段階の効果と今後の対応について、今わかる程度で結構ですので、よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

スクールソーシャルワーカーの成果と今後の展開ということでございますが、今年度から始めさせ

ていただいたわけですが、初めの3カ月ぐらいは各学校を訪問していただいて、教員との情報共有、情報交換というものが大半を占めたというような状況でございます。その後、各学校からの要請手、不登校児童生徒を中心に家庭訪問等を行っているようでございます。現在、不登校等が解消されたといったような際立った成果というものは残念ながら見られないわけですが、スクールソーシャルワーカーに会うのが楽しみだとか、もっと会話をしたいという児童生徒の立ち直りの兆しが見られるといった報告も受けてございます。

今後につきましては、家庭を取り巻く環境というものがさまざまであるということから、児童なり家庭、そして福祉機関等々の関係機関との一層の連携というものが必要ではないかというふうに考えてございます。また、問題が複雑化、長期化してからではなかなか難しい部分もございますので、問題が深刻化する前に初期の段階から学校等に支援できるよう、スクールソーシャルワーカーの活動時間の増加が望まれているというような形では考えてございます。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今課長から話があったとおりでありますが、先ほど三浦英典議員から教員の多忙化ということで話がありましたけれども、学校がSSWと連携を図ってやることによって、問題を抱える児童生徒とかかわるときに、いろいろな専門的な観点からいろいろなアドバイスをいただけるんですね。それによって教職員が心理的に、それから物理的にも負担が軽減されるというんでしょうかね、そういうことも1つの成果であるかなというふうにも捉えております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ことし、平成28年2月に県のほうでまとめた「宮城県子供の貧困対策計画」という中にも貧困の問題、さらにソーシャルワーカーの問題も定義づけられておりますので、宮城県内を見てもまだまだ行き渡ってはいないと思うんですけれども、そういう意味でことしから取り入れていただいたことには非常に感謝申し上げます。できれば、もう1人増員とかもう少し多くとか、可能であればお願いできないかなと思うんですけれども、教育長いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 今年度の事業を総括して、学校の声も聞きながら検討したいと思いますが、やはり木村議員がおっしゃるようにスクールソーシャルワーカーと子供、それからあと保護者の信頼関係が大事だと思うんですね。信頼関係がないと、本当に安心して保護者の方が相談できないかもしれない。そのためには、やはり回を重ねていくことも大事なのかなと。確かに学校からの要望等もあ

りますけれども、その辺。ただ、県の立場で考えたときには、スクールソーシャルワーカーの資格を持った方がなかなか十分確保できないという状況もあるようですが、ただ教育委員会としましてはより実態に合った方向で、前向きに考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 前向きな回答をいただきましたので、ほぼこのぐらいにして最後にまとめたいと思います。

町長にお伺いします。町長は「イカノエ」を出して説明されておりますけれども、私が考えた「イカノエ」の中で隠れて見えないけれども大事なものがあると思いますが、それは町長何だと思いませんか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実は私の書いた「イカノエ」、前にもお見せしたんですが、これですね。足5本しかありませんので、5本は隠れているということでございます。それは冗談としまして、実は私この「イカノエ」のほかにこういったものも持っているんですね。これは、職員全員持っています。いわゆる加美町のビジョン、そしてミッション、総合戦略というものです。このビジョンについては、「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」ということでございます。それから私たちのミッション、職員として私たちは「共生」「協同」「自治」の理念に基づいて「里山経済の確立、健幸社会の実現、子供・子育て応援社会の実現を目指します」というのが、我々職員のミッションです。それに基づいて総合戦略がある。この総合戦略は、実は里山経済の確立を進めるため、そこに重きを置いているということなんです。ただ、このことを通して、先ほど申し上げたような新たな仕事の創出などもありますから、当然これは子供・子育て応援社会にもつながっていく。あるいはご老人の方々の雇用が生まれれば、これは健幸社会の実現にもつながっていくということですので、実はこの「イカノエ」の後ろといいますかには、そういった我々のビジョン・ミッションというものがあると思います。その上での「イカノエ」であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ありがとうございます。私がちょっとひらめいたのは、イカの中には「腑」、内臓ですね、「腑」があると。つまり福祉の「フ」があれば、もっとすばらしい町になるんじゃないかというふうに思いますので、絵に描いたイカではなくて本当のイカの「腑」が入った福祉も、ぜひ隠れたイカの絵の中に入れていただければなというふうに思っております。

最後ですが、人はそれぞれよいところがあると思います。支え合って生きております。みんなで幸

せになることが、やっぱり加美町笑顔幸福プランであり、それが政治だと思っております。行政、地域、企業などがつながって役割を果たしていくことでみんなが元気になれば、町の活性化・活力につながり、町税収入増加も期待できるのではないかと思います。

2016年、平成28年も暮れようとしております。昨日の米木議員の質問に、町長は「命の大切さ、命が一番大切だ」と言われておりました。生活困窮者で相談も発見もできず、自殺というのか自死というのか、お聞きしますと年に1桁、四、五人から9人ぐらい毎年いらっしゃると。その原因はさまざまですけれども、そういった自殺・自死に至らないように、町ができることはどんどん行い、本当の意味で人に優しいまち・加美町になるように願って、質問を終わりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため1時まで休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前を閉じ、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

通告13番、11番沼田雄哉君の一般質問を許可します。ご登壇願います。

〔11番 沼田雄哉君 登壇〕

○11番（沼田雄哉君） 定例会の一般質問で13番目、一番最後の出番になりました。

町議会議員としての任期が残り4カ月を切りました。現在の任期中における最後の一般質問になるだろうと思います。

今回通告している内容については、過般開催されました町政懇談会、そして全員協議会で既に説明されているものがあります。また、今定例会において私の前に登壇された方々と重複しているところもあります。同じことになるかもしれませんが、これまでを振り返りながら加美町の将来像について町長の所見をお願いいたします。

加美町は、平成15年4月に誕生いたしました。東北、北海道における新設合併第1号として、他の先駆けとなるものでありました。合併に際して、新町建設計画を策定しました。同計画は、合併後の新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることによって新町の速やかな一体化を促進し、新町の総合的な発展と住民福祉の向上を図ろうとするものであります。また、本計画に位置づけられる一定のソフト・ハード施策については、合併特

例債等の財政的支援措置が講じられることとなり、それらの制度を活用して新町のまちづくりをより円滑に、効果的に推進することが可能になってまいりました。この基本方針は、その後の第1次加美町総合計画に反映され、また現在の第2次加美町総合計画「加美町笑顔幸福プラン」にも引き継がれているものと思います。町長がこのところ頻繁に使っている「イカノエ」というのも、「加美町笑顔幸福プラン」をわかりやすく説明するためのものであろうと思います。

これらを踏まえて、次に挙げている町長の描く加美町の将来像をお伺いいたします。

①として、新町建設計画について。平成25年度に新町建設計画の変更を行い、平成30年度までの計画となっていますが、この進捗状況あるいは達成率はどうなっているのか。あわせて、合併特例債や辺地債、過疎債などの活用状況はどうなっているのか。

②として、移住定住の促進について。広原地区のスマイルタウンには徹夜組もあって、16区画すぐに完売いたしました。既に新築された家は何戸あるものか。また、来年度第2弾となる下原地区の分譲はどれくらいの区画を考えているのか。また、広原地区と同様の助成はあるものか。さらに、下原地区への移住定住を促す特典のようなものはあるのか。

③として、観光の振興について。振興公社が合併して、一体的な取り組みが可能となったわけですが、何か新年度に向けたビジョンはあるのか。インバウンド、外国からの客の誘致などは考えているのか。また、観光まちづくり協会の姿がなかなか見えないような気がいたしますが、どのような連携を図っているのか。

④として、農業所得の向上について。町長は、薬用植物栽培を農業所得向上の一助になるという観点で進めておりますが、その現状について。また、将来の展望について何年後を目指しているのか。

⑤として、エネルギー自給率の向上について。町が10月に認定されたバイオマス産業都市構想について、これからは徐々に化石燃料から脱してバイオマスのような環境に優しいエネルギーに転嫁していく時代になっていくと思われませんが、来年度には何か実施する事業があるのか。

⑥として、町長が描くあすの加美町の姿は、町の将来ビジョンは、町民とともに共有できるものでなければなりません。決して町長の思い込みだけで進めるものではないと思いますし、また一方では町長がリーダーシップを発揮して進めなければならないこともあると思います。そのバランスが大切だと思います。その上で、町長はどんな加美町の未来を描くのか。

お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、今定例会最後の質問者、沼田雄哉議員の質問にお答えをさせていただきます。

加美町の将来像についてということで、6点ご質問がありました。

最初の新町建設計画についてであります。平成25年度に新町建設計画の変更を行っておるわけがあります。現在、平成30年度までの計画というふうになっております。この新町建設計画の進捗状況ですが、平成25年度に変更し、平成26年度から平成30年度までを後期計画と定め、事業費約87億円に対して平成27年度までの執行业業費は約37億円となっております。進捗率は43%であります。

次に、合併特例債の活用状況であります。加美町の発行上限額は合併後の人口や合併市町村数などに一定の係数を乗じて算出されますが、加美町の場合には135億円が上限額というふうになっております。現在の計画では、起債対象事業として110億円としております。これに対して、平成15年度から平成平成27年度までの起債発行額は約70億円でありますので、進捗率は64%となっております。なお、この135億円の発行限度額と現在の加美町の起債対象事業費110億円の差、25億円ありますけれども、今後新たな起債対象事業として計上することは可能であります。

次に、合併特例債の発行期限についてですが、加美町は特定被災区域でありますので、最大で10年間の延長ができることになっております。平成35年度まで延長が可能となっております。なお、合併特例債を発行する場合は、起債対象事業の要件であります新町建設計画の計画期間の延長が必要になってまいります。「加美町笑顔幸福プラン」との整合性も図りながら、所要の時期に再度新町建設計画の変更を行い、再延長の手続を進めたいと考えております。

さらに、辺地債・過疎債などの活用状況についてであります。町道整備、農道整備、除雪機導入、消防施設整備、圃場整備事業、下水道整備事業など、辺地債・過疎債の交付税措置率の高い起債を有効に活用しながら実施をしております。措置率が7割から8割というふうに幅があるわけありますけれども、有効に活用しているところでもあります。合併した平成15年度から平成27年度までの措置額については、借入額については辺地債が13.8億円、過疎債が約61.4億円ということになっております。

2番目の移住定住促進についてでございます。おかげさまで、広原スマイルタウンはあっという間に完売をしたわけですが、その要因として分譲地に隣接している小学校、児童館、公民館等があるということに加えまして、18歳まで医療費を無料化している。そのほか、子供・子育てに関する手厚いサポートがあるということなどで、子供を育てるには恵まれた環境であるということが、その要因として考えられます。また、土地の購入者への特典といたしまして土地取得補助金、1世帯当たり70万円の助成があり、さらに住宅取得補助金最大80万円がありましたので、あわせて最大150万

円の補助金が受けられるということも魅力の1つだったというふうに思っております。

ご質問にありました新築住宅の戸数ですが、既に7戸の住宅が完成し、新しい環境で生活をスタートさせております。また、現在1戸が建設中でありまして、来年1月末には完成予定となっております。そのほかの区画についても、土地取得後3年以内に住宅を建設することが条件でありますので、順次建設が始まるものというふうに思っております。

次に、小野田の下原地内にあります町営地の宅地分譲についてでございます。この場所も、小野田地区の中心部でありまして、地元の商店街や小学校も近くにあります。公園にも隣接をしていることから、大変立地条件には恵まれているというふうに考えております。宅地造成工事の概要につきましては、造成面積約6,200平方メートル、区画数は15区画程度を予定しております。面積は、広原スマイルタウンの場合には70坪が主でしたがけれども、70坪から100坪を想定はしておりますが、幾分広原スマイルタウンよりは広くなるだろうというふうに考えております。土地購入対象者の要件につきましては、広原地区同様新婚、子育て世代向けの分譲というふうに考えております。

さらに、土地購入に対する特典についてでございますが、加美町スマイル住宅補助金、これは最大100万円の補助が受けられるわけですがけれども、これを活用していただければというふうに思っております。

また、やはり広原と違った特色、特徴づけというものも必要であろうというふうに思っております。いろいろな今アイデアを持ってはいるわけですがけれども、例えばの例として現在加美町ではまきボイラー・まきストーブ導入に対して最大15万円の補助金を出しておりますけれども、例えばこういったまき導入に対して補助金の額を増額するとか、それによって薪の駅構想をさらに進めていくと。そういった町全体の取り組んでいるものと連動した形で、特色づけをしていくということも大事なんだろうというふうに思っております。ある意味ではエコタウン的な発想というものも、大事なのかというふうに思っております。今後、そういった特色づけをしながら、こういった特典がよろしいのかということを考えていきたいというふうに思っております。

次に、観光振興についてでございます。3公社が4月に合併いたしました。これは、加美町が合併した当初からの課題であったわけでありまして、加美町振興公社が誕生しまして、それぞれの施設を連携しながら一体となってPR活動、あるいは販促活動などもできるようになったということでございます。11月19日、尾花沢で開催されました国道327号の通年通行式典では、早速加美町振興公社が出向いて行ってPRを行ったところです。地ビールの販売なども行ったわけでありまして。さらに、温泉、食事処、パークゴルフ場などの共通割引券を発行し、交流人口の拡大に向けた取り組みを

進めているところであります。

また、町ではアウトドアランド形成事業を進めておりますけれども、この事業により資源の洗い出し、自然の生かし方、生かした上での取り組みということも進めておりますので、加美町振興公社が観光施設の核となって、国道347号通年通行、そしてモンベルフレンドタウンによるアウトドアランドの形成の中で、入込客の増加のための取り組みを進めていくということにしていきたいというふうに思っております。

またインバウンドについてでございますが、ことしの4月に仙台空港民営化に伴いまして、台湾のLCC便の就航や韓国便が拡充されております。こういった取り組みを通して、仙台空港では4年後の国際線の年間旅客数目標を48万人に設定をして、県の観光キャンペーン事務局もインバウンド対策を打ち出しているところでございます。今後、宮城県のインバウンドも確実に増加するというふうに思われますので、隣の銀山には既に外国人客が5万人くらい訪れているというお話も聞いておりますので、銀山温泉との連携なども含め、そしてモンベルとの連携なども進めながら、インバウンドにも積極的に今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

観光まちづくり協会について、なかなか活動が見えてこないのではないかというふうなお話も頂戴いたしました。現在、観光まちづくり協会ではホームページを立ち上げまして、さらに会員の方々のホームページをリンクしているということなども積極的にし、会の紹介なども行っているところです。また、フェイスブックを活用しての情報発信も行っております。また、アウトドアランド事業を推進するため、モンベルフレンドショップの取りまとめなども積極的に現在行っているところです。また、加美町の史実的魅力発信パンフレット「加美文庫」や加美町のPR雑誌、実はきょう私手にしたんですけれども、こういったK-Tops（ケイ・トップス）というものです。これは第2号ですけれども、こういったことなどの発行も行っているところでございます。こういったことを通して、地域資源の洗い出しとか地域の魅力の発信、こんなことを町と一緒に今進めているところでございます。

4点目の農業所得の向上についてのご質問であります。現在、薬用植物の栽培に取り組んでいるところであります。昨年11月に研究会を設立いたしまして、町内4カ所に圃場を設け、カンゾウ・コガネバナ・ムラサキ・トウキの栽培を行っております。そのほかの活動として研修会の開催、自生薬草の調査、薬木でありますキハダの植栽なども実施をしております。ことしの試験栽培の状況ですが、4月下旬から種まきや苗の定植を行いまして、全ての圃場でおおむね順調に生育しております。10月下旬に、根や種子の採取を行っております。特に、私も行って驚いたんですがムラサキの生育、これ

が大変よろしい。ご指導くださっています先生も驚くほど成長しておりました。現在この成分分析を依頼してございますし、それからこのムラサキは紫の染料であるということで、現在笠原さんのほうに、この表紙になっていますけれども、ムラサキで染色もしていただいているところであります。

今後、製薬会社との契約栽培に向け、薬用植物産地支援協議会主催の薬用作物地域相談会に参加をし、加美町の取り組みや薬用植物研究会の試験栽培の状況等を説明してまいりました。協議会の担当者からは、現在の活動状況であれば製薬会社とのマッチングも期待できるのではないかというふうな、大変前向きなお話も頂戴したところでございます。このように研究会が中心になりまして、試験栽培を継続しながら製薬会社とのマッチング事業に積極的に参加し、おおむね5年後を目標に製薬会社との試験栽培契約に基づく本格的な薬用植物の生産を開始できるように進めてまいりたいというふうに考えております

また、あわせて食用に用いることのできる薬草の栽培にも取り組み、6次化による健康食品や特産品の開発、そしてヘルスツーリズムなどにもつなげていきたいというふうに思っております。観光資源への波及効果というものも、十分これは考えられるというふうに思っています。また、メタンガスによります発酵、熱供給システムの中でも、この取り組みの中でもその熱を利用したコウライニンジン栽培、あるいは薬用植物の苗の栽培なども計画をしておりますので、バイオマス産業都市構想の中でもこの薬用植物の栽培については積極的に取り組み、農家の所得向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

5点目、今申し上げたバイオマス産業都市構想についてのご質問でありました。来年度は、生ごみの分別収集モデル地区を設定しまして、生ごみの分別実証事業に取り組みたいというふうに考えております。ごみの排出、収集から資源化に至るまでの一連の実証実験調査を実施し、協力度などの実証データを得ることと、生ごみの組成調査を行い、その結果を液肥活用計画に反映したいと考えております。なお小型メタン発酵装置、やくらい土産センターの脇に設置したものについては、当然来年度についても維持管理を行うと。さらに、液肥の散布実証事業も継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

最後6点目のご質問であります。私が描く「明日の加美町の姿」ということでございます。議員ご指摘のとおり、決して私の思い込みだけで進めてしまつては将来を誤ってしまうということがありますので、私といたしましてもできるだけ全国の市町村セミナー、あるいは非常に意欲的な首長たちで組織している幾つかの研究会にも所属をし、将来の町のあるべき姿というものを学ばさせていただいております。また、さまざまな書物、文献なども学ばさせていただいて、誤りのない将来ビジョンを

描いていきたいというふうに考えております。

また、こういったことを共有するというのが、議員がおっしゃったとおり非常に大事なことでありますので、ビジョンを示す際には、あるいは新しい事業を展開する際には、当然のことながら副町長や幹部職員の意見も聞き、そして事業スタートするに当たって職員に対してもセミナー、毎年やっているんですけども講話をし、あるいはメールで定期的に職員に事業の進捗状況、私の思いなども伝えさせていただきながら、みんなが思いを共有して事業を進めていきたいというふうに考え、行っているつもりであります。

そういった中で、どんな未来を描くのかということでもありますけれども、加美町のビジョン、私はこの20世紀と21世紀はつながっているようで、実は全く違う世紀であるというふうに考えています。そういった中で、21世紀にふさわしい社会のあり方、持続可能な町というのはどういう町なのかということ考えた結果、「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」という言葉に集約をさせていただいているということでもあります。この持続可能な町を実現するためには、里山経済の確立、いわゆる地域資源を活用したお金の循環、雇用の創出をしていかなければならない。そして、健康社会の実現、最後までこの町で健康に、心豊かに、幸せに暮らしていけるような社会にしていかなきゃならない。そして子供・子育て応援社会、町全体で子供たちの成長を応援していく、あるいは子育てをしているお母さん方、保護者の方々が子育てしやすい環境をつくっていく。そういった社会をつくっていききたい。そういった地域経済、社会をつくっていくことによって、「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」が形づくられていくというふうに考えて取り組んでいるところでございます。さらに、このことを加速させるために、総合戦略「加美町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しまして、いわゆる「イカノエ」を柱に取り組んでいるということでございます。

今後も、こういった取り組みを町民の皆さん方とも共有しながら、あるいは議員の皆様方にもご意見を賜りながら、相談をしながら一つ一つ着実に進めていき、善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しい、まさに持続可能な町を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ただいま、通告した事項について一通り答弁をいただきました。通告した内容が余りにも広すぎた関係で、ちょっと時間のほうを使ってしまいました。また、この答弁書の作成で、職員の方々は大変苦労したと思います。本当にご容赦いただきたいと思います。

①の新町建設計画についてですが、合併当初加美町は大変財政が厳しい状況にありました。地方債

の残高が、平成15年度末には218億円ありました。また実質公債費比率、平成17年度が20.6%、平成18年度は21%、県内でもワースト2という状況でありました。このため、町ではいろいろな経済対策を活用しまして、起債残高が平成27年度末には148億円と、70億円削減がされてまいりました。また、実質公債費比率8.1%と、これも改善されました。これは、猪股町長初め歴代の町長が新町建設計画の基本的考えに沿って、健全な財政運営に努めた結果であろうと思います。また、同僚議員のさまざまな意見・提言も、その改善に貢献されただろうと思います。

そこで、お伺いいたします。後期計画の中で、進捗率が平成27年度末で43%とありました。あと、平成29年度、平成30年度と残り2カ年度あるわけですが、後期計画には入っているが、現段階の見通しから達成は難しいと思われる事業はあるものか。あるとすれば、どういったものか。また、達成率はどのぐらいを想定されているか。お願いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長、お答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、この建設計画につきましては町道の整備、あるいは公共施設等の改修など、多岐にわたる事業を計上しております。しかしながら優先度、効果的な実施年度等々を検討いたしまして、前倒しをして実施した事業もございますし、後年度に先送りした事業もあるということ、まずご理解をいただきたいと思っております。

そこで、今ご質問ございましたが、平成29年度、平成30年度、後期計画はあと2カ年しかないというような状況で、その達成が難しい事業はあるのかというご質問でございますが、先ほど町長のほうからご説明申し上げましたように、震災の関係でこの計画は延長されるということで、現在平成30年度までの計画となっておりますが、これを平成35年度まで延長できるという予定でございます。町としましても、来年か再来年になろうかと思っておりますけれども、平成30年度までにはその手続を終えなきやないという状況でございますが、いずれその時期になりましたら所要の手続をとって、この計画を延長したいというふうに考えてございます。

したがって、この合併特例債につきましても5年間延長できるということでございます。その中で優先すべき事業を、できればこの計画期間内に、平成35年度までに実施したいというふうに考えてございます。

それから、その達成率の想定ということになりますけれども、現在申し上げたように計画の見直し、計画の見直しに当たっては現在の社会情勢、新たな行政需要等々を加味しながら、新しい事業も検討することになると思っておりますので、達成率は何%と申し上げるのはちょっと困難でございます

のでご理解をお願いしたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 今後、観光施設を初め町有施設、こういった老朽化に伴って大規模な修繕が予想されてくるとは思いますけれども、現計画にはどの程度盛り込まれているものか、お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

ただいま申し上げましたように、この合併特例債につきましては公用、あるいは公共施設等の整備事業が対象になっているということでございまして、現在小中学校の整備につきましては当初からこの計画に盛り込んで、大規模な改修工事を行ってきておりますし、今後の計画にも盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。また、庁舎等の関係につきましても、本庁舎あるいは両支所の耐震工事等も終えているところでございますし、また今年度から宮崎の支所にエアコンの改修工事も入っておりますけれども、そういった形でこの合併特例債を活用しているところでございます。

また、先ほども申し上げましたように今後、今の公共施設等の総合管理計画も策定してございますので、新計画にはそれらの整備計画も加味しながら、検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 新町建設計画の実施に当たっては、合併特例債の活用が必要になってくるだろうと思います。この合併特例債について、発行上限額が135億円になっているようですが、現計画では110億円となっています。25億円の差額がありますが、町長はさまざまな事業を計画されていますけれども、この実施のために今後発行上限額まで広げる考えはあるものか、お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今熊谷課長からも答弁ありましたように、さまざまな社会情勢、行政需要、そういったこともらみながら、また先ほど私が申し上げた将来像を実現するために、財源措置というのは当然これ必要になってまいりますので、この計画を変更し、有効に合併特例債も活用していきたい。現在、現時点でどこまでということは明言はできませんが、有効に活用していきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 再質問で準備してきたことがかなりあるんですけども、ちょっと時間の関係で飛ばしていきたいと思います。

次は、②の移住定住の促進についてということで、広原スマイルタウン16区画のうち既に7区画で新築がなされたとありました。用地の契約時に、町と何か交わした約束事のようなものはあるんでしょうか。あったとすれば、どのような内容なのか。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

先ほど町長のお話もありましたが、16区画のうち7戸が完成しておりますし、今1戸が建設中となっております。それで、その条件というのがございまして、先ほど町長のほうからも3年以内に建てるようにというような契約時の条件、詳しく申し上げますと契約時点で代金を町で受け取った時点で、買い戻し特約といったものをつけてございました。これは、料金を役場で受け取った時点から3年以内に家を建ててくださいと。万が一家を建てない場合は、その土地を町でまた買い戻しますというような条件、そういったものをつけましたので、こういった形で早めに新築される方が多いのかと思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 小野田の下原地内の宅地分譲について、広原スマイルタウンのときは最大で150万円の特典があったわけですけども、先ほどの説明ですと加美町ファミリースマイル最大で100万円、そのほかにまきストーブの導入とかでいろいろ考えていくというような話でしたけれども、その先はまだこれから検討中ですか、これから検討するんですか。この考えの一部をもし出せるのであれば、出せなければ結構です。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

先ほど町長からもお話しありましたように、今検討中ということで尽きるわけでございますけれども、ただ広原の1区画面積が最低70坪ぐらいでございましたが、この小野田の下原につきましてはやっぱり雪が降るといってもございますので、その排雪場所等々も考慮しますと若干1区画もう少し広げたほうがいいのかというような思いもしております。

いずれ、今年度測量をしまして、設計をしまして、来年度造成工事ということでちょっと時間もご

ございますので、その間特典といったものを考えさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 時間のほうがどんどんなくなってきました。

町では、東京で移住定住セミナーなどを単独で開催しておりますけれども、宮城県の状況はどうなっているのか。また、県と合同での開催は考えていないものか。また、他の市や町、例えば定住自立圏である1市4町で合同でいろいろな見学ツアーなり、やる考えはないものか、お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） ひと・しごと支援室長。

○ひと・しごと支援室長（藤原 誠君） ひと・しごと支援室長でございます。

まず、宮城県としての移住定住に向けました活動につきまして、お話いたします。昨年12月、東京都内のふるさと回帰支援センターにおきまして、広島県との共催という形で宮城県・広島県共同移住フェアを開催し、加美町もこれに参加しております。それまで、宮城県としてはこのふるさと回帰支援センターに会員登録をしていなかったということで、既に会員を登録して移住フェアを何度も経験されております広島県に、同じ特産物でありますカキもありまして、そのつながりもありまして宮城県が開催を持ちかけて実施したと伺っております。今年度も、宮城県は既に会員登録しております、来年1月7日に第2回の共同フェアが開催されますし、本町もまたこのフェアに参加を申し込みしております。

また、ことしの8月から宮城県ではこのふるさと回帰支援センターに、専属の相談員1名を配置していただいております。今後は、この相談員を通しまして、宮城県内の市町村への移住定住の促進に向けた積極的な働きかけに期待しております。

もう1点は、県との合同開催ですね。ほかの市町、それから大崎1市4町での取り組みの考えはということでございますが、先ほど申し上げました宮城県と広島県との共同移住フェアには、県内から職員を派遣しましてブースを設置した市町村は、加美町のほかに大崎市、栗原市、七ヶ宿町、丸森町の2市3町でございました。またことしの10月、全国から約350の自治体・団体が一堂に会しまして開催されましたふるさと回帰フェア、これには宮城県内からは加美町のほか大崎市、栗原市、登米市、それから丸森町の3市2町でございます。いずれのフェアについても、大崎管内から参加した自治体としては加美町の大崎市の1市1町ということもありますし、この合同開催につきましては大崎市管内で参加されなかった3町、今後3町ではこの移住フェア、それぞれ町がどのような考えで取り組もうとしているか、その方針によってこれができるかできないか、かかわってくるのではないかと思います。

ております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 多くの項目について通告したために、ちょっと先に進みます。

3番目の観光の振興について。インバウンド、訪日外国人の誘致対策として、国道347きずな交流による2市2町の広域連携で取り組みを考えていきたいとのことでありますけれども、具体的にどのような取り組みなのか。また、受け入れのための準備も必要かと思いますが、どのようなことを想定しているのか、お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

インバウンドの関係で、国道347号のきずな交流による2市2町の広域的な取り組みということでございますが、現在進めてございますのは昨年度2市2町の広域の観光パンフレットというのを作成してございます。それは、日本語版で作成をしているわけですが、まずその部分を外国語、現在4カ国語でパンフレットをつくるということで、主体は尾花沢市さんのほうでやっていたという状況でございます。

あと、今後いろいろ受け入れの関係の環境整備ということでございますが、こちらにつきましてはまず加美町で考えられますところは加美町振興公社、あるいは観光まちづくり協会等を中心にいたしまして、受け入れをしていただくような部分を想定をしていきたいというふうに考えてございます。そのために、関係する事業所さんも含めて観光セミナーといいますか、そういうおもてなしをするための考え方等々を認識をするための講習会等も開催をさせていただきたいというふうに考えておりますし、あと受け入れのためにやはり今標識というか、各施設の館内の表示等も日本語が中心ということになってございますので、そういう分野も外国語ということで少し改修をしていくということも必要だというふうに思っておりますし、あとは現在やはり皆さん来られてWi-Fi等でいろいろ情報を仕入れて周遊をするというような部分もあるようでございますので、そういうWi-Fiの環境等も準備といいますか整備のほうも取り組んでいくような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

あとは、やはり翻訳という外国語ということで全てがわかるわけではございませんので、そういう翻訳をするためのツール等々もいろいろとあるようでございます。そこら辺も今後研究をしながら、そういう受け入れという部分の一助にしてまいりたいということで考えている状況でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

347の通年通行につきましては、2年前から公社のほうでパークゴルフ大会というのをやっております。それで、尾花沢市に私と支配人と訪問して、第1回目には教育長さんに来ていただいて、始球式などもしていただきました。その後、毎回山形のほうからは尾花沢・天童・酒田・白鷹などから、毎回100名の方々に参加をしていただいております。

あと、それからインバウンドにつきましては、県の商工部長さんにお会いする機会があって、インバウンドを担当されている部長さんなんですけれども、「この加美町どうですか」という話をしたら、「最高に喜ばれる施設だというふうに思う」と。つまり雪があって、そして地方の文化が残っていて、しかも温泉があると。この3つがあるところは、インバウンドに最もふさわしいというふうに言われました。まあ、先ほど観光課長が言ったように、「Wi-Fiとか、そういうものの整備は必ず必要ですよ」という話をされました。「ぜひ、計画をつくって持ってきてほしい。そうしたら、一緒になって誘客に協力しましょう」というふうに言われました。

つまり、地方の文化に触れたい。例えば雪合戦なんかに台湾から参加してもらったりしたら、すごい盛り上がるんじゃないかなというふうな思いはありますので、ぜひインバウンドを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 国道347が通年通行になったわけですが、小野田地区・宮崎地区、紅葉のすばらしいところがあります。一昨日12番議員が触れましたけれども、岩堂沢の上流部、あるいは二ツ石ダム周辺、また小野田地区にもいろいろびっくりするようないところがあるかと思えます。これらも含めて、紅葉街道としてアピールをしていったらどうかと思えますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

非常にありがたい提案だというふうに思っております。アウトドアランド形成事業の中で、加美町をいろいろ周遊していただくというためのコース設定をさせていただくということで、現在準備を進めておりますというふうに昨日もお話しをさせていただきましたが、そこの中でもやはりそうい

う自然の中で春もあれば冬もあれば、今ご提案をいただいた秋もあるということでございます。そういう四季にわたった取り組みを、そのコース設定の中で盛り込んでいきたいというふうに思いますので、ぜひ参考にさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 先に進みます。

④の農業所得の向上についてでありますけれども、薬用植物が農家所得の向上につながるためには、製薬会社との契約栽培が必要になってくると思います。どのような会社を想定しているのか、お願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

製薬会社との契約栽培につきましては、需給情報の交換、それから共有ということで、お互いに情報を共有することが大切だというふうに思っております。例えば数量・価格はどの程度か、それから安定供給はできるのかとか、もう1つとしまして日本薬局法の基準値はクリアできるのかなど、さまざまな条件整備を行っていくことが必要であるというふうに考えておりますので、今後マッチングについて進めていくわけでございますけれども、現時点で会社名を申し上げる段階ではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） これが本格的に生産が始まったときに、現在の研究会のメンバーだけでは足りないと思っておりますけれども、取り組む農家をどのようにしてふやしていくものか、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 現在、薬用植物研究会は5団体、それから個人会員14名で組織している状況でございます。今後契約栽培に向けましては、もちろん圃場の面積の拡大でありますとかいろいろな課題がございますので、当然会員をふやしていかなければならないというふうに思っております。

そこで、先月開催されました町政懇談会等においても、会員の入会について説明を行っておりまして、それから今後につきましては引き続きさまざまな機会を捉えまして、会員の募集を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） おおむね5年後を目途に製薬会社との試験栽培、その後において本格的な生産に入るということでありますけれども、農業所得の向上を図るのはこの薬用植物を栽培し、流通されてからのことだと思いますけれども、この所得向上を図るのは何年後ぐらいを考えているのか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

先ほど町長が説明いたしましたように、試験栽培を5年というめどで行いますので、5年後に製薬会社との契約栽培になれば、その後から徐々に産地化が進められ、面積の拡大というような形になっていくと思われま。いろいろな薬用植物の品目もございまして、それぞれに生産するものによって単価等もございしますが、いろいろな市場の動向も把握しながら産地化を進め、所得向上を図ってまいりたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ちょっと時間がないので、先に進みます。

5番目のエネルギー自給率の向上について。この件については、去る12月2日の全員協議会の際に質問が出尽くしたような感じがしております。残りの部分でいきたいと思。います。

現在、国では平成30年度までに全国で約100の地域にバイオマス産業都市の構築を目指しているようです。この事業を進める上で、いろいろな課題が出てこようかと思。います。その中で、生ごみの分別収集については新たな住民負担になると思。いますけれども、十分に理解してもらえる見通しはあるものか。また、収集方法について具体的に考えていることがありましたら、ひとつお願いしたいと思。います。時間がないので、簡潔に申し上げます。済みません。

○議長（下山孝雄君） 議員に申し上げます。このくらいのボリュームですから、何回も何回もそういったことを言わないで、どうぞ淡々と進めていただきます。

○議長（下山孝雄君） 協同のまちづくり推進課長。

○協同のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協同のまちづくり推進課長です。

生ごみの分別収集、確かに大きな住民の負担になると思。います。ただ、これまでもごみの分別収集については、数がふえてきております。来年度の分別収集の実証事業を通しまして広く、それから小型メタン発酵装置等を活用いたしましてそういった普及啓発活動を行って、生ごみをただ燃やして処理をするということではなくて、再資源化をすることの意義・重要性について来年度はその分野に全

力を尽くして、皆さんの協力を得たいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） バイオガス化プロジェクト概算事業費の中で、1億7,000万円の概算委託費、これ費用対効果の面でどのように理解していいものか、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 協同のまちづくり推進課長。

○協同のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協同のまちづくり推進課長です。

確かに運営費1.7億円、非常に大きな数字だと私も思っております。ただ、生ごみの再利用に伴いまして、従来のごみの焼却に要する費用等も順次減少していきます。そうした試算の中で、さきの全員協議会でも説明いたしました、経費的には総体的には9,300万円ほどの増額になるものと思っております。さらに、この事業の効果といたしまして、約年間1億2,000万円ほどの間接効果を見込んでおります。これにつきましては、必要最小限ということはかなり厳密に見積もった数字というふうに思っておりますので、そういったことから考えまして事業の投資効果は十分にあるものと思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 次の件は、町長にひとつお聞きしたらいいのかなと。

実は、きょうの河北新聞にも載っていましたが、バイオマス産業都市構想について10年以内の実現を目指すプロジェクトであろうと思います。10年後の町のエネルギー環境、どのように想定されているか、お願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず再生可能エネルギー、これは着実にふやしていく必要がある、またふえていくだろうと想定しております。また、町としても新電力会社PPSを立ち上げて、公共施設に対して地元でつくられる再生可能エネルギーを買い取り、そして町内の公共施設等に供給するといったそういう体制をとってまいりたいと思っておりますので、着実に再生可能エネルギーが増大する。あるいは、お金の循環もそれに伴ってふえていくというふうな見通しを立てております。

○議長（下山孝雄君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ちょっと訂正をさせていただきます。きょうの河北新聞、再生可能エネルギーということで載っていましたが、失礼しました。

6番目の町長が描く「明日の加美町の姿」は、ちょっとこれ触れないで答弁いただいたとおり進めていただきたいと思います。

最後に、1つつけ加えて終わりたいと思います。答弁は求めませんが、町長がどうしてもというのであればお願いをしたいと思います。

振り返れば町長は、指定廃棄物最終処分場問題で強いリーダーシップを発揮して、事実上の白紙撤回へと持ち込みました。市町村長会議や環境省を含めた5者協議でも、非難もありましたが、最後には3市町とも一緒に白紙撤回を訴えることができました。

また、庁舎問題でも西田か矢越かという中で、「現庁舎を補強し、これを使う」ことで、西田か矢越かという問題はいい意味で棚上げとなりました。今は「庁舎をすぐに建てろ」という声は、なかなか聞かれなくなりました。その上で、6月定例会で9番議員の質問に対し、「矢越か西田ではなく、矢越も西田も活用したい」と答弁をされました。具体的な内容はお伺いしませんが、交通量も多く、また国道347と457が交差する矢越そして西田と、ともに塩漬けにならないように町民の理解を得られる活用策を提案していただきたいと思います。よい活用策が提案されることにご期待を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（下山孝雄君） それでは、通告されておりませんが、加美町の将来像についてということだと関連ありますので、町長からあれば答弁をお願いいたします。

○町長（猪股洋文君） 議長、ありがとうございます。

まさに、両町有地とも加美町の大事な資源でございます。この「善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまち」づくりのために、この両町有地とも有効に活用していきたいと思っておりますし、議員の皆さん方にもご相談させていただきながら、ご意見を賜りながら、町民のご意見も賜りながら進めていければというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして11番沼田雄哉君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

ちょっと準備の時間も必要としますので、暫時ここで休憩いたします。2時20分まで。

午後1時59分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第3 議案第106号 加美町区長等に関する条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第3、日程第106号加美町区長等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第106号加美町区長等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

現行の区長報酬は、加美町区長等に関する条例の第6条に基づき支給されておりますが、条文には金額や算出方法が明文化されておりましたので、これまで規定してきた区長報酬の算出基準をもとにして条文を整理すると同時に、区長報酬の一部を見直すものであります。

改正の主な内容は、区長報酬については基本額、世帯割額、距離割額の3つを算定した合計額としておりますが、合併当時と比べて行政区長の業務量が増加していることや、地域住民から求められる役割、責任等を鑑み、基本額を年額36万円から37万8,000円に、5%増額し、また距離割額のうち小野田地区、宮崎地区に限定され支給されていた部分を中新田地区も含んだ全ての行政区を対象とするように改めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番三浦です。

今町長の説明の中に、確かに区長の業務量が増加している、まさしくそのとおりだと思います。それによりまして、5%の基本額の増加、それは本当に私異論を述べるものではございません。

そこで、5%の増ということになりましたのは、県内の区長さん方、他の市町の区長さん方と参考的に対比されたのかどうか、お願いをします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

今回の区長報酬の5%増につきまして、県内の区長の報酬状況を見て検討して決めたのかというお話でございました。

この区長報酬につきましては、県内の区長報酬の積算を見ますといろいろございまして、基本額

に世帯数だけ戸数割で足しているところもあれば、そのほかにさらに地域割、調整割といった複雑な割合、あるいは人口割、行政区の面積割まで考慮して区長の報酬を定めているところもございました。そういうことで、一概に県内の平均というわけにもいかないなというようなことでいろいろ検討したわけです。

現在、今の区長報酬は79の行政区あるわけでございますが、年間の区長報酬の総額が大体5,010万円くらいになっております。今回見直しを行ったのは、中新田の区長さん方から小野田・宮崎の地域加算分ですね、これをなくして本庁舎からの距離で行政区へその分を、段階を設けて出したかどうかというふうなことから始まったものでございました。それで事務局案を示しましたら、宮崎地区については今の報酬額よりも5万円近く下がる行政区の区長さんもございます。そういったこともございました。

それともう1点は、今議員さんがおっしゃったとおり、合併当初から比較してもいろいろ地域防災関係とか、それから防災無線の配置に伴う管理等、新たなことも出てきているというふうなことで、年々区長の業務がふえているということもありまして、町議会議員の議員さんの報酬、これらの改定もございましたので、それらを参考に財政負担も可能な中で、さらに宮崎地区とほかの行政区との区長さんの報酬が、特に余り差がないようにというようなことから、今回基本額については5%とすることで、宮崎地区の区長の報酬もそんなに大きく減額にならないというようなことで、一応区長会にお諮りしてご了承をいただいたため、今回5%増というような形で提案をさせていただいております。

よろしくをお願いします。（「了解」の声あり）

○議長（下山孝雄君） ほかに。3番早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） 現行と改正案、承認された場合に総額で差異がどれくらい生じるか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） お答えします。

現在、全体の区長報酬については今お話ししたとおり、5,110万円ぐらいの中でやっております。それが、基本額のほうで5%アップすることによりまして、全体で142万1,000円ほどの増ということで、来年度からこの報酬でやった場合、区長報酬は今年度比で2.8%の増というふうな形になります。以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 細かいことで申しわけないんですが、距離割額の本庁舎から集会所までとある

んですが、集会所のない行政区はどのように判断されるのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） お答えします。

これについては、今回新たに集会所までの距離ということにしたわけではなくて、これまでもあったわけなんですけど、今お話にあったとおり特に中新田地区とかそういったところで、行政区に集会所のないところについては、その行政区の一応中心ということで、本庁舎のほうからコンパスでそこまでの距離をはかって、距離割という形で数字を出させていただいております。

よろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第106号加美町区長等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第106号加美町区長等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第107号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部改正について

日程第5 議案第108号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部改正について

日程第6 議案第109号 加美町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（下山孝雄君） 日程第4、議案第107号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第108号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正について、日程第6、議案第109号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正について、以上3件はいずれも人事院勧告に基づく給与等の改正であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第107号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、日程第6、議案第109号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第4、議案第107号から、日程第6、議案第109号までを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明をもとめます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第107号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第108号加美町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正について、議案第109号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての3件につきましては、人事院勧告に伴い改正するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

平成28年8月8日に、人事院より公務員給与の改定の勧告が出されております。政府は、この勧告を受けて10月14日に閣議決定を行い、国家公務員の給与法の改正法案等を通常国会に提出し、11月24日に参議院で可決し、成立しております。その人事院勧告の概要を、最初にご説明申し上げます。

本年の勧告は、民間企業の賃上げの動きを反映して、月例給・特別給ともに引き上げるものとなっております。月例給につきましては、民間との格差解消のため、若年層に重点を置きながら4月にさかのぼり平均0.2%、若年層が1,500円増、そのほかは400円増の引き上げ改定を行うものであります。特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給月数が上回っていたことから、年間で0.1月分を勤勉手当で引き上げるものであります。また、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当をめぐむ状況の変化や少子化対策が推進されていることを踏まえ、来年4月から段階的に配偶者に係る手当が、現在1万3,000円を他の扶養親族と同額6,500円まで減額し、その分子に係る手当額6,500円から1万円へ引き上げるものであります。

地方公務員の給与改定につきましては、民間準拠の人事院勧告制度に基づく国家公務員の取り扱いを基本として決定すべきものとされており、国家公務員の取り扱いを基本に今回関係する給与条例の改正を行うものであります。

まず一般職の職員についてであります。月齢給、ボーナス及び扶養手当の見直しについて、勧告どおり実施をするものであります。議案第107号で議会議員、議案第108号で町長、副町長及び教育長に係る改正としておりますが、一般職の職員のみならず議会議員、町長、副町長及び教育長におきましても国家公務員の指定職に準じて、平成28年12月に支給する期末手当の支給割合について0.1月分

を引き上げ、平成29年度で支給する月末手当は6月及び12月の支給月額を合わせて0.06月分引き上げる改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） お願いします。

総務課長にお伺いしたいんですけども、一般職の方々が若干上がるということなんですけれども、この上がったことによってラスパイレスがどのように影響するのかというふうなことと、もう1つは我が町のラスパイレス自身がどういう形といいますかバランスであるのか。今後、このラスパイレス指数を上げていくつもりがあるのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

今回、給料のほうで0.2%アップというようなことをございまして、それに伴うラスパイレス指数については、そこまで私らのほうでまだ試算しておりません。今年度、平成28年度のラスパイレス指数についても、来年の1月から2月にかけて出てくるというような状況でございますので、この点についてはお答えできませんので、ご了承いただきたいと思っております。

済みません、平成27年度のラスパイレス指数、ちょっとお待ちください。済みません、遅くなりました、答弁が。ラスパイレス指数でございますが、平成26年度で92.9でございまして、市町村の平均が93.6、それから平成27年度につきましては93.5に対して、市町村の平均が94.2ということで、0.1近くまだ加美町の場合平均よりも下回っている状況でございますので、この辺の県内の市町村のラスパイレス指数等も見ながら、人事院勧告相当そのまま今後も上げていくかどうかあわせて、検討、調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 一般質問の中でもメンタルヘルスの部分での話題がありましたけれども、ラスパイレス指数が高ければメンタルヘルスがよくなるのかというと、余り関係があるかないかというのは私わからないんですけども、町長にお聞きしたらいいのか、副町長にお聞きしたらいいのかちょっとわからないんですけども、やはりこのような地方創生の中で、また町長が提唱する「イカノエ」のまちづくりの推進のために、職員の方々が一生懸命頑張っているわけですよね。そういった中で、町村の平均からも下がっているというような状況の中で、限りなく100にしろということにはで

きないと思いますけれども、せめて平均ぐらいまではいかせる努力も必要なのではないかというふう  
に思いますけれども、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

きのうも答弁申し上げましたけれども、各課長等との面談を行いました。そして、各課長は職員の  
評価というものをまとめて提出をされております。その中で、何割を昇給・昇格するというようなこ  
とも出てまいります。できるだけ、一生懸命頑張っている職員の給料を上げて、そしてラスパイレス  
平均を超えるくらいになりたいものだ、そのような努力をしたいということを町長に伝えておりま  
す。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて  
質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これ  
にて討論を終結いたします。

これより議案第107号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改  
正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第107号加美町議会の議員の議員報酬、  
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第108号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び  
加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正についての  
採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第108号加美町特別職の職員で常勤のも  
のの給与及び旅費に関する条例及び加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を  
廃止する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第109号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正についての採決を行い

ます。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第109号加美町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第110号 加美町税条例の一部改正について

日程第8 議案第111号 加美町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（下山孝雄君） お諮りいたします。日程第7、議案第110号加美町税条例の一部改正について、日程第8、議案第111号加美町国民健康保険税条例の一部改正について、以上2件はいずれも法令に基づく税条例の一部改正であり、関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第110号加美町税条例の一部改正について、及び日程第8、議案第111号加美町国民健康保険税条例の一部改正については、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第110号及び日程第8、議案第111号を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第110号加美町税条例の一部改正について、議案第111号加美町国民健康保険税条例の一部改正については、関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

本件につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布され、同法第8条の規定により外国人等の国際運用に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、原則として公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされました。これに伴い、加美町税条例及び加美町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

今回の法改正は、日本と台湾間で租税条約に相当する枠組を構築するため日台租税取り決めを結び、二重課税防止と日本国内で実施するための国内法を整備するためのものです。税条例では、個人町民税の所得割の課税に当たって特例適用利子等の額、または特例適用配当額の額に係る所得を分離課税として、国民健康保険税条例では個人町民税で分離課税の額を国民健康保険税の所得割額の算定、及

び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 税務課長、お待たせをいたしました。税務課長のお話を聞かないと、なかなか議会に来た気がしませんが、ぜひよろしくお話ししたいと思います。

今、町長から一部改正の背景なり理由をお話ししていただいたんですけども、大変申しわけないんですけどもなかなか理解しかねますので、具体的に「こういうことなんでがすと」ということを、ひとつかみ砕いて課長のほうからお話しをいただければというふうに思います。

もう1つ、この改正の中に山林所得とかってというのが非常に多く出てきているんですけども、この辺をどのように理解すればいいのか、ひとつ説明をいただければありがたいと思います。

よろしくお話しいたします。

○議長（下山孝雄君） 税務課長。

○税務課長（小川哲夫君） 税務課長でございます。

先ほど町長の説明をまた繰り返すようなところもあるんでございますけれども、今回の改正は租税条約を結んでいない台湾との間での税の取り扱いについてでございます。日本が租税条約を結んでいる国、66条約等があるんですけども、株式配当や利子配当は分離課税でされておりまして、それは日本と同じ扱いで100分の3の分離課税でございます。日本と台湾の間には国交がなく、条約が締結されていないために、双方の非政府機関、日本側は公益財団法人交流協会、台湾側は亜東関係協会で協議が重ねられて、そのことをもとに法が改正されました。そこで台湾と日本の二重課税を排除するという措置でございます。その改正に伴って、町民税と国保税の該当部分といたしまして、日本に住む台湾の人が台湾の配当所得等で分離課税の適用を受ける場合は100分の3の税率にするというものでございます。

国民健康保険についても、その配当や利子所得は所得税の算定や軽減判定に用いる総所得の金額に加えるというものでございます。ただ該当する方は、今のところいないと思っております。

それから、山林所得等というのが随分この新旧対照表に出てくるんですけども、分離課税ということでの取り扱いですので、山林所得の次の中にこの適用利子等を入れるということで、その山林所得という文言がよく出てきます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第110号加美町税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第110号加美町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第111号加美町国民健康保険税条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第111号加美町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第112号 加美町宮崎西部運動場条例の廃止について

○議長（下山孝雄君） 日程第9、議案第112号加美町宮崎西部運動場条例の廃止についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第112号加美町宮崎西部運動場条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本条例は、スポーツの振興及び普及を目的として昭和54年に制定され、旭地区住民のスポーツ活動を通じた心身の健全な発達と福祉の増進に寄与してまいりました。開場当初は地域のスポーツ拠点施設として、地区スポーツ大会等で利用されていましたが、旭小学校や陶芸の里スポーツ公園の整備に伴い、二十数年来利用者が皆無となっていたことから維持管理業務を休止、その間運動場内の管理事務所の閉鎖や野球用バックネットの撤去を行っております。

また休止後は、運動場の一部を二ツ石ダム建設工事の資材置き場として長期間使用され、現在も運動場南側に田川ダム調査に係る地質調査標本の保管倉庫が建っているなど、近年は工事関係の資材置き場等として使用されております。

以上のことから、普通財産の土地に用途を変更いたしたく、本条例を廃止するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第112号加美町宮崎西部運動場条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第112号加美町宮崎西部運動場条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第113号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（下山孝雄君） 日程第10、議案第113号定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第113号定住自立圏の形成に関する協定の変更についてご説明申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、地方の人口減少と少子高齢化が進む中、地方の自治体が連携し県域の生活基盤を確保し、魅力ある生活環境を整備することにより人口の減少を抑え、さらには大都市圏からの人の流れをつくることを目的として、平成20年12月に総務省において定住自立圏推進要綱が制定されたものです。

防災圏域につきましては、平成24年度に大崎市が中心となり、周辺の町として色麻町、加美町、涌谷町、美里町の4町がそれぞれ協定を締結し、公共施設の相互利用や消費生活法律相談の実施など、多岐にわたり各種事業に連携して取り組んでまいりました。本年度が、5カ年計画の最終年度となりますことから、1市4町で協議を行い、平成29年度から実施する事業についての協議が整いましたので、定住自立圏の形成に関する協定を変更するものであります。

変更につきましては、加美町議会の議決事件に関する条例第2条、及び定住自立圏の形成に関する協定書第5条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 先日の大崎の市議会の中でも出てきたんですけれども、新しく新設になった地域防災とその他の大崎圏域の世界農業遺産への取り組みによる地域振興というところを、少しわかりやすく教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（三浦勝浩君） 危機管理室長です。

ちょっと、後で回答させていただきます。

○議長（下山孝雄君） それでは農業遺産の関係で、農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） それでは私のほうから、先に農業遺産の取り組みについてご説明申し上げます。

世界農業遺産については皆さんご存じかと思えますけれども、全国から19件の応募がありまして、11月24日に一次審査の公表がありまして、10件ということで全国から一次審査を通過しております。その中で、大崎管内における農業システムということで、大崎耕土の巧みな水管理による水田農業システムというシステムが、先ほど申し上げましたように一次審査を通過したということです。今後のスケジュールにつきましては、1月に現地調査がなされ、その後第二次審査ということでプレゼンテーションがあり、3月に決定されるというスケジュールになっております。

大崎圏でこの計画に載っておりますのは、世界農業遺産認定に向けたPR活動を1市4町で行っていかうというものでございまして、今後認定されれば引き続き認定に伴いましてさまざまなアクションプランをつくって、さまざまな事業展開していくことになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（三浦勝浩君） 危機管理室長です。大変失礼しました。

これまで、協定の中には地域防災力の充実強化に関する項目がなかったために、今回新たに入れたものでありまして、その背景には消防団員の高齢化、それと女性消防団員がほとんどいないというそういう現状、それと消防団員の非雇用化、会社員等が多くなったことなどによりまして、広域的名連携が必要になっているという、そういう状況にあります。

現在町の消防団員につきましては、定員640人に対して4月1日現在607人ということで、充足率は約95%に達しておりますが、今後年数の経過することによりましてやっぱり団員数が減少してくる傾向にあると。それと、女性消防団員の活用につきましては、以前広島で発生した土砂災害、その際に被災者に対するケア、それと現在住宅用火災警報器の普及啓発活動で各住宅等を訪問しておりますが、その際女性団員の活用というのが大変効果があると。それと、非雇用化につきましては、例えばこちらでいくと古川市内に会社がある、そういったところに勤めている方もあるということで、そういった大崎市等々との連携によりまして、その辺の協力体制が望めるということで、今回広域の協定のほうに入れたということでございます。今後、これらの実行に向けて連携を強くしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） ただいまは、定住自立圏を進めるための盟友、その中に新しく加わった2つの事業について説明をいただきました。いろいろな分野で、医療から何から全部これ見ていただくと。そういったことで説明いただきました。

そのほかに。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 町長の説明ですと、5年計画の最後であるということの説明いただきました。それで新たに追加事業が2カ件、今それぞれの担当課長から説明をいただきました。それに多分経費が伴っているんじゃないかと思いますが、負担金についてはどうなのかということと、農林課長が世界農業遺産の指定を目指すということですが、3月に認定が決定されると。認定されることを、私は本当に強く祈るわけでございます。

それで昨年も申請して、外れました。今回、万が一認定されなかった場合においては、この計画は継続されるのでしょうか。あわせて全体的な計画を延長するのか、その辺についてもお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。窓口という立場でお話しをさせていただきますと思います。

先ほど事業費の関係、負担金というお話ございましたが、まずはこの協定を行った後に、中心市であります大崎市が各担当者と集まりを持ちまして、どんな事業に取り組むか個々の年度計画を立てながら、あわせて事業費を組んでいくということございまして、現在その具体的な数字までには至っていないということでございます。今回、皆様のご理解をいただきまして、同意をいただきま

して、今度1月に大崎市とそれぞれ首長さん方によります協定式を予定してございますけれども、その後に共生ビジョンの公表という形になるわけでございますので、そのときには具体的な計画の数字が入ったものでお示しできるのかなというふうに思っております。

それから、農業遺産の関係でご質問がございましたが、これは取り組みに対して認定の申請及び認定後の取り組みということで規定してございますので、万が一認定されなかった場合、次年度以降にまた一緒になって取り組んでいくというような内容かと思っておりますが、いずれ先ほど申し上げましたように、具体の項目につきましては今後担当者間で協議をするということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 今企画財政課長のほうから、この協定に基づくことについて説明あったんですけども、世界農業遺産につきましては大崎地域の世界農業遺産認定に向けた推進協議会というのがございまして、その協議会の中で今申請に向けて進めているということで、こちらの協定に関することは担当者レベルのPRであるとか、そういう形で進めていくということで、両方で進めていくという形になるかと思っております。

その中で、今お話しがありましたもし選ばれなかった場合につきましては、先ほど申し上げました協議会の中で今後の方向性を検討して、次回また申請するのかそれからどうなのかというのは、協議会の中で進めていくことになるかと思っております。ですから、こちらの定住圏のほうは、その動向を見て対応することになるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 協議会の中で今後進めるということですが、その協議会というのはどういふ方々が構成されて、全く町はそれにかかわっていないんでしょうか。その辺、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 協議会のほうでございましてけれども、1市4町でその協議会の委員といたしまして、首長が協議会の委員になっております。その下に幹事会というのが構成されておまして、幹事会の中でいろいろ議論を深めまして申請に向けた素案をつくって、あと首長たちで組織している委員会で最終結論を出すということでの今回の申請となったものでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 最後です。そうしましたら、この推進協議会というのはあくまでも1市4町の首長と担当課長だけで構成するという事なんですよ。それ以外の方々には協議会には入っていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 済みません、漏れました。今申し上げました首長と担当課長レベルで幹事を構成しているんですけども、そのほかに賛助会員ということで、これを申請するに当たってさまざまなご協力をいただくということで、野鳥を守る会でありますとかいろいろな各種団体の方もこの協議会の中に入れていただきまして協議を進めたということで、それぞれ各町に農業に関する生産団体であるとかいろいろなところにこの話を持ちかけまして、賛同していただく団体から手を挙げていただきまして、賛助会員というような形でこの会議に入っております。それからそのほかにも、県の北部振興事務所のそれぞれの担当部長さんが入っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございせんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） この中の自立圏協定項目の検討状況一覧の中にあります医療の中に、医療機能の充実とありました。5年間を経過して、課題として挙げられたことがありましたら紹介していただきたいですし、具体的な取り組みは新規になるというふうなここに記載がありますが、その具体的な取り組みはどういったことなのかということをお伺いします。

それから、一番最後の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野という項目で、人材育成とありますが、そこで圏域市町職員の育成の中で何人くらいがこういった研修会に参加して、今まで5年間で何回実施されて、何人くらい参加されているのかお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

医療機能の充実といった中でのこれまでの取り組み課題と今後というようなことですが、広域的この定住圏を構成する市町におきましての一番の連携してやる部分については、救急医療の分野が一番というようなことで思っております。一次救急・二次救急については、それぞれ構成町も担うというようなことの位置づけになっておりますが、あとは拠点病院としての三次救急として、大崎市民病院が三次救急を担うというふうな基本的な枠組になっております。ただ、これまでの中で医師の確保の問題等もございまして、救急体制がなかなか24時間という部分でいなくなっておる状況でございます。現在も、平日については基本的には一次救急としては夜10時までというようなことにな

っております。そうした部分でそれぞれ構成町等も負担をしながら、救急体制についてさらに検討していくというようなことが大きな課題だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長です。圏域マネジメント能力の強化に関する政策分野の関係についてお答えします。

今年度までの人材育成の中で、この圏域マネジメント能力の強化に関する研修ということで、本町では加美町と大崎市の中で協定を結びまして、職員の派遣ということで1年間やっております。そういったことで、加美町は大崎市と、また色麻・美里・涌谷もそれぞれ大崎市と市と町1対1での協定という形で、これまで取り組んできております。

それで今後でございますが、過般担当課長等での会議がございまして、なかなか職員の派遣というのが双方の負担になっているというふうなこともございまして、今後につきましては例えば加美町で行う職員のメンタルヘルスとかいろいろな人材育成の研修、そういったものにも例えば大崎市とか色麻町さんとかそういったところにもご案内を申し上げて、一緒に職員に受けていただくと。逆に、また大崎市とか近隣の構成市町で行う研修にも加美町の職員が参加をしていくということで、職員のスキルアップを図っていくというような方向で、今進めているところでございます。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。19番佐藤善一君、失礼しました。

○19番（佐藤善一君） この1条の目的を達成するには、まず各市町それぞれが地方創生に向けて努力することがベースにあって、その中で広域で取り組んだほうがいいものは一緒にやろうというスタンスがあるかと思えます。そこで、今度1対1で協定を結ぶわけですが、1市4町それぞれ一致した状況があるのかどうか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今の質問のほう、ちょっと確認させていただきますけれども、一致した状況ということで。わかりました、済みません。

お答えさせていただきますけれども、先ほど申しあげましたようにこれは1市4町で同時に議会に今回提案させていただいているという状況でございます。これまで涌谷と色麻さんのほうでは一部できないという項目がございましたが、今回全項目にわたりまして全市町で一緒になって取り組むということになってございまして、各市町一緒になって取り組むという状況でございますので、よろしく

お願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第113号定住自立圏の形成に関する協定の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第113号定住自立圏の形成に関する協定の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第114号 平成28年度加美町一般会計補正予算（第4号）

○議長（下山孝雄君） 日程第11、議案第114号平成28年度加美町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第114号平成28年度加美町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億3,228万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ144億1,529万4,000円とする補正予算と債務負担行為の追加、地方債の変更を行うものです。

歳入の主なものについては、国庫支出金として、障害者自立支援介護等給付費負担金217万8,000円増、臨時福祉給付金給付事業費補助金7,200万円増、県支出金として障害者自立支援介護等給付費負担金108万9,000円増などがあります。

歳出については、総務費では、災害復興特別交付税返還金3,212万9,000円増、民生費では臨時福祉給付金給付事業補助金7,200万円増、地域型保育給付費負担金2,170万4,000円増、衛生費では保健情報システム変更委託料1,496万8,000円減、消防費では大崎地域広域行政事務組合負担金1,554万円減、災害復旧費では加美郡西部土地改良区補助金3,041万4,000円増などのほか、職員人件費の組みかえを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂伊佐雄君。

○3番（早坂伊佐雄君） まず、最初10ページです。2款の総務費の委託料のところですけども、顧問弁護士委託料40万円減額補正、そして弁護士調査委託料ということで、これ別個だと思うんですけどもその中身と。

あと、今町長から主なものということで説明あったわけですが、震災復興特別交付税返還金の返還の理由について。

それから、ページちょっと飛びます。18ページです。ここの2項の小学校費の鳴瀬小学校ですけども、負担金の中に額は少ないんですけども、負担金であれば当然年度当初からわかっていたものかなと思うんですけども、なぜ今の時期に補正なのかということ。

それから19ページからですけども、勤勉手当なんですけど、中新田中学校が中心校であり職員数もある程度多いのかなと思うんですが、他の中学校に比べるとちょっと補正の額が少ないので、何らかの理由があると思うんですけども、その点。

それから、最後になります。20ページです。幼稚園費ですけども、幼稚園によってなんですけども、時間外の額が2つほど突出しているところと、あと全くないところがあるんですけど、それぞれ理由があつてのことかなと思うんですが、その理由について伺います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えします。

まず、1点目の10ページの委託料の関係でございます。委託料の中で1つ目、法律顧問弁護士委託料ということで40万円減額しております。これは、7月の臨時議会で町のほうで昨年度に引き続き、民事関係で仮処分の申し立てを行うということで予算をご承認いただいたところでございますが、その後状況が変わりまして、町のほうで債権者に対してする予定だったのが刑事のほうに移行になったということで、その辺の処分を受けたりというようなことから状況が変わったということですね。仮処分申し立てのほうを見送るということで、今回減額しております。あわせて、22節の訴訟補償金についても、同じ内容でございます。

それから、もう1点の弁護士調査委託料につきまして、これは障害福祉サービス事業者であるやくらいアットハウスの関係でございますので、内容等については保健福祉課長のほうからご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。

今総務課長からありましたが、社会福祉協議会に委託しておりますアットハウスに係るものでございます。9月の一般質問でも早坂議員からご質問いただきましたが、その際やくらいアットハウスに係る平成26年度の不正請求に対する行政処分に関しまして虚偽証言があったということで、公益通報が県に寄せられたというようなことで、県のほうで事実確認を行っているということで、調査聞き取り等が行われているという説明をさせていただきました。その後、9月30日付で県のほうから事業者は町でありますので、町が事実関係を責任を持って明らかにして報告するよというよなことで、文書で求められてきたところでございます。町としまして、通知を受けましてどのように調査するかというよなことも含めて検討いたしました、虚偽証言というふなこともございますので、その事実確認等というよなことでございますので、第三者である弁護士に聞き取りをお願いをし、進めたいということをお願いをするものでございます。弁護士の着手にかかる費用、あとは弁護士2人体制で対応していただいておりますので、その出張等にかかる経費、あとは交通費の実費等を含めまして92万4,000円というふなことでご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

10ページの3目ですね、財政管理費の震災復興特別交付税返還金3,212万9,000円についてご説明を申し上げます。

まず、この震災復興特別交付税でございますけれども、東日本大震災の復旧・復興に関する地方負担分を実質ゼロにするということで、平成23年度に創設されたものでございます。本町におきましては、震災以降主に放射能汚染対策に関する経費につきまして交付されておりました。この交付金につきましては、東京電力から支払われた賠償金を受領した時点で、重複して受領にならないよなことで精算をするよなことになってございました。その精算に当たりましては、次年度の特別交付税で相殺をするよなものでございます。しかしながら、後年度の交付税自体が算定額が少なくなってきたよなこともございまして、これは国のほうで精算し切れない部分を国に返還をさせるよな制度が今年度できまして、それにならって返還するよなものでございます。

内容につきましては、加美町で1億1,600万円ほどの精算を必要とすると、これは賠償金ということになりますけれども、必要があるわけでございますが、今回平成27年度まで受領した東京電力の賠償金ということで3,212万9,000円を返還をするよなものでございます。

なお、まだ精算がこれでしっかり終わったよなわけではございません。来年度も、特別交付税の

結果によりますけれども、今のところ5,700万円ほど差額がございまして、それを平成29年度で返還をするという予定でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

まず、18ページの鳴瀬小学校費の負担金でございます。これは、県特別支援学級設置学校長協議会というところでの負担金でございますが、この負担金につきましては学校長負担金というものと障害別負担金と、2種類がございます。学校長負担金につきましては、前回の補正予算で計上させていただいておるところなのですが、もう一方の障害別負担金というところの部分で2,000円ほど計上漏れがあったということで、今回お願いしたいということでございます。

それから、19ページの各中学校における勤勉手当でございますが、これにつきましては基本的には4月1日の人事の前に給料及び各種手当等を積算して計上されておりました、その後4月1日以降人事異動が発生しまして、それに伴って各学校それぞれ人事異動の内容が違ってございますので、こういった差が出てくるということでございます。基本的に、給料につきましては6月で全て補正しているところでございますが、手当関係につきましては今回全て調整をするということと、今回人事院勧告に伴う計算でもってこのような数字が出てきているということでございます。それに加えて、中新田中学校につきましては再任用の職員がいるということで、額が少なくなっているというような状況でございます。

次に、20ページの各こども園におけます時間外勤務手当でございます。これにつきましては、まず初めにおのだひがし園の時間外勤務手当50万円ほど計上をさせていただいておりますが、ひがし園につきましては11月から保育教諭1名が産前産後休暇及び育児休暇に入ということで、それに伴って人員が減ったということで、その分の主幹及び主任の保育士の時間外が多く発生するということで、今回計上をさせていただいているものでございます。

次にみやざき園でございますが、みやざき園で今回31万円の補正をお願いしているわけですが、みやざき園におきましてことし途中から時間外保育で7時から登園するというのが5名ほどいるということで、その分の時間外がふえるということで、今回計上をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） ほかに。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 3点ほどお聞きします。

まず15ページの農業委員会費、農業委員候補者評価委員会委員報酬2万4,000円と、この事業はどのようなものかということ。

あと、19ページの鹿原小学校費、施設整備設置工事62万7,000円の内容ですね。

あとは、21ページの中新田文化会館、報償費の186万円、委託料の120万円について、内容等についてお願いします。

○議長（下山孝雄君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（今野仁一君） 農業委員会事務局長でございます。

最初に質問のありました農業委員の候補者評価委員会の委員報酬2万4,000円の件ですけれども、ただいま町では農業委員2人欠員のために募集をかけております。1カ月の募集をかけまして、ただいま募集期間でもあります。締め切りを年明けの1月6日までとしております。その後にとしの2月に行ったように審査会を開催して、その費用弁償ということでございます。

委員の人数ですけれども、条例で定めておりまして9名ということで、そのうち委員報酬の対象となるのは6名が対象となります。それで、半日当で3,400円の6名分、それと町長への答申のための1日1人分の追加で、合計7名分の内容となっております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

19ページ、鹿原小学校費の工事請負費でございます。これにつきましては、鹿原小学校におきまして教室がオープンスペース的な教室であるということで、なかなか暖房効果が低いということで、特に1・2年生の教室は西側にあるということで、毎年非常に子供たちが寒いということが学校から要望がありまして、今年度その教室のオープンスペースになっている部分をアコーディオンカーテンで区切りたいということで、その設置工事費として62万7,000円を計上させていただいております。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

中新田文化会館費の報償費及び委託料の件でございますが、開館35周年記念というふうな形で、来年3月15日にヨハネ受難曲演奏会を行うに当たって、歳入にもございますが自治宝くじのほうから事業の確定額のお金が認められましたので、それぞれに予算化したものでございます。コンサート出演謝礼につきましては、指揮者、ソロリスト、エキストラ、合計19人分の謝礼でございます。あと、公

演委託料につきましては、山形交響楽団に対しての100万円の委託料の増額というような形になっております。あと、20万円分の差額につきましては、そのヨハネ受難曲公演のときの字幕スーパーの作成委託料というふうになっております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 農業委員会については、了解いたしました。

鹿原小学校、1・2年生今まで我慢していたんですね。今度は多分暖かいからいいと思いますよ。ということで関連をするんですが、子ども議会においても各学校からいろいろな、「私たちの学校はこういうところ直してほしい」ということが結構あると思うんですね。ですから、ようやく鹿原小学校でかなったと。ですから、そこら辺についても応分な配慮で教育長にお願いをしたいということですね。

あともう1つは、21ページの文化会館費、その他の歳入で607万円ですが、これは多分今課長が説明したように自治宝くじ、ヨハネ受難曲ということで、音楽のまちづくりでこの事業の展開というのでよくぞ他のほうからお金を探し当てまして、その他ということでよくこう見つけてくるものだというので、俺は職員に感謝をしているんですが。その辺について、町長のバッハホールに対しての思いをさらにお願いをします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり、バッハホールは世界に誇る音響効果抜群のホールでありますので、このホールがこれからも魅力的なホールであり続けるための努力ということ、続けていかなきゃならないと思っています。また、その努力を館長初め職員がしている結果が、こういったさまざまところからその事業の内容を評価され、交付金・補助金がつけられているというふうに理解をしております。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

確かに、この前の子ども議会で子供たちからああいう要望を出させるというのは、非常にまずいなというふうに感じております。子供たちの教育環境、もうちょっと学校と連絡をしっかりと密にとって、快適な環境にしていくよう努力してまいりたいと思います。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 済みません、1点だけ。

音楽のまちづくりの町長のお話を聞いた後で大変申しわけないんですが、22ページの保健体育費、補助金で全国大会選手派遣10万円、この内容をお願いします。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 加美町グラウンドゴルフ協会の所属チームが宮城県で好成績を上げて、全国大会にもう既に行っているところがございます、支出されるべきこの10万円が不足しておりましたので、今回予算計上させていただいたものでございます。一応チームは9名ほど派遣しております、10万円の上限額というような形で、派遣された方々にはご納得いただいているところがございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 町長にお願いでございます。音楽のまちづくりと同時に、こういった体育関係にも力を注いでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（下山孝雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ほかに。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第114号平成28年度加美町一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第114号平成28年度加美町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時50分まで。

午後3時37分 休憩

---

午後3時50分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第12 議案第115号 平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第12、議案第115号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第115号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ186万円を追加し、歳入歳出それぞれ27億6,763万6,000円とする補正予算と債務負担行為の設定を行うものであります。

歳入については、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金160万円を増額し、歳出において電算委託料を増額するほか、職員人件費の組みかえを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第115号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第115号平成28年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第116号 平成28年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第13、議案第116号平成28年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第116号平成28年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、職員人件費の組みかえを行うもので、既定予算に歳入歳出それぞれ31万円を追加し、歳入歳

出それぞれ28億3,602万3,000円とする補正予算であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第116号平成28年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第116号平成28年度加美町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第117号 平成28年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第14、議案第117号平成28年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第117号平成28年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、職員人件費の組みかえを行うもので、既定予算に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,256万1,000円とする補正予算であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第117号平成28年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行

います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第117号平成28年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第118号 平成28年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（下山孝雄君） 日程第15、議案第118号平成28年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第118号平成28年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ332万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億6,764万3,000円とする補正予算であります。

歳入については前年度消費税還付金332万5,000円を増額し、歳出については職員人件費及び公債費の組みかえを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第118号平成28年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第118号平成28年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第119号 平成28年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第16、議案第119号平成28年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第119号平成28年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ63万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,429万円とする補正予算であります。

歳入については前年度消費税還付金63万3,000円を増額し、歳出については公債費の組みかえを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第119号平成28年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第119号平成28年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第120号 平成28年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（下山孝雄君） 日程第17、議案第120号平成28年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第120号平成28年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回、収益的収入及び支出において、それぞれ1,310万円を増額する補正予算であります。

収入については有価証券売却収益1,310万円を増額し、支出については職員人件費の組みかえなど

のほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。13番高橋源吉君。

○13番（高橋源吉君） 今、町長の説明にもあったんですけども有価証券売却収益、この中身についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長沼 哲君） 上下水道課長でございます。

この有価証券の売却益の1,310万円につきましては、平成27年の2月に購入した日本高速道路の債権1億円の売却益でございまして、今ゼロ金利なり低金利の中で、条件のいい債権というのは結構高く売却できるというふうな証券会社からのご提案をいただきまして、額面1億円で購入した債権を1億1,310万円で売却させていただいたということでございます。

○議長（下山孝雄君） 14番工藤清悦君。

○14番（工藤清悦君） 課長、お聞きします。これからまだ売れるものというのがあるのかどうか、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長沼 哲君） 上下水道課長です。

今水道会計で保有している有価証券といいますのは、額面で4億2,500万円保有しております。一番いい条件のやつは、年1.5%の利率というのが一番いいんですが、ただ金額が低いんでそれほどの売却益というのはないと。今後は、いずれ売却といっても基本的には買いかえというふうな形で債権の額はできれば減らさない形で予算が許す限り保有したいというふうな形でおりますので、私らこういう債権って素人なものですから、証券会社からご提案があった際にそれを検討していきたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第120号平成28年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第120号平成28年度加美町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。そのままお待ちをいただきたいと思います。

午後4時07分 休憩

---

午後4時07分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

○議長（下山孝雄君） 日程第18、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の小野田地区の1名が平成29年3月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き古内晴男氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となりますが、人権擁護委員は法務大臣の委嘱となり、その手続に約3カ月を要するため、今議会に諮問するものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。と存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり古内晴男さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

○議長（下山孝雄君） 日程第19、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の中新田地区の1名が平成29年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに橋本洋子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期等につきましては、前議案と同様であります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり橋本洋子さんを答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

---

日程第20 議発第6号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書の提出について

○議長（下山孝雄君） 日程第20、議発第6号「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に朗読をいたさせます。事務局長。

○事務局長(今野伸悦君) 事務局長です。

それでは、お手元に配付しております意見書を朗読させていただきます。

「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書。

国は、「米政策改革」において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう米政策の見直しに取り組んでいます。

全国においては、米政策改革大綱以降、行政・農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来、始めて過剰作付けが解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透してきています。

一方で、生産数量目標の配分がなくなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても、過剰県が生産を増大させ、生産過剰となり米価下落の影響が出る等の不安もあることから、以下、米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を求めます。

#### 記

1. 生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。

2. 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。

3. 日本型直接支払など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月

宮城県加美町議会議長 下山孝雄

提出先につきましては、

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

財務大臣 宛

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 本件について、提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條 寛君、ご登壇願います。一條 寛君、ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君登壇〕

○12番（一條 寛君） 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書の提案の趣旨説明を行います。

国は、主食米の生産において、平成30年産から生産数量目標を国からの配分に頼ることなく、生産者や業者などを中心に需要に応じて生産が行えるように、米政策の見直しに取り組んでおります。生産数量目標の配分がなくなることで、生産過剰による米価の下落が懸念されます。

そこで、生産者の不安を払拭し、地域において円滑な生産調整が推進できるような措置を講ずることなどを求める意見書の提出であります。

議員各位の賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第6号「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議発第6号「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

---

## 日程第21 議員派遣の件について

○議長（下山孝雄君） 日程第21、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであ

ります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

---

## 日程第22 閉会中の継続調査について

○議長（下山孝雄君） 日程第22、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長一條 寛君より、「健全な行財政運営と政策課題について」、「生活環境の整備について」、教育民生常任委員会委員長伊藤 淳君より、「福祉教育行政について」、産業経済常任委員会委員長高橋源吉君より、「農林商工及び観光に関する振興策について」、議会運営委員会委員長工藤清悦君より、「議会活性化に向けて本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」、加美町田代岳指定廃棄物最終処分場建設候補地調査特別委員会委員長佐藤善一君より、「宮城県における指定廃棄物の最終処分場町内建設候補地問題に関することについて」、以上5委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月14日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして平成28年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時20分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月9日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 一 條 寛

署 名 議 員 高 橋 源 吉